

大島町公共施設等総合管理計画 (令和4(2022)年3月改訂版)



令和4(2022)年3月

東京都大島町

目次

第1章	計画の概要	1
1.	計画の目的.....	1
2.	計画の位置付け.....	1
3.	計画策定年度及び改訂年度.....	1
4.	計画の期間.....	2
5.	その他.....	2
第2章	公共施設等の現状及び将来見通し	3
1.	公共施設の現状.....	3
2.	インフラの現状.....	14
3.	人口の推移.....	18
4.	財政状況.....	21
5.	公共施設の更新費用の推計.....	29
6.	インフラの更新費用の推計.....	33
7.	効果額の算定.....	36
8.	公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の更新費用の推計と課題.....	40
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	43
1.	現状や課題に関する基本認識.....	43
2.	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	43
3.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	43
第4章	個別施設の現状と方針	46
1.	町民文化系施設.....	46
2.	社会教育系施設.....	48
3.	レジャー・観光系施設.....	49
4.	産業系施設.....	51
5.	学校教育系施設.....	53
6.	保健・福祉施設.....	55
7.	子育て支援施設.....	57
8.	行政系施設.....	59
9.	町営住宅.....	61
10.	供給処理施設.....	63
11.	その他施設.....	65

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

我が国では、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。このような中、国では、平成25(2013)年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26(2014)年には各地方公共団体に対して、国と歩調を合わせ、インフラを含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成30(2018)年に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

本町においても、今後、人口の減少・人口構成の変化が見込まれており、町税収入が減少するなど厳しい財政状況が予測されるとともに、公共サービスへの需要も変化していくことが予想されます。また、これまで整備してきた多くの公共施設等が、今後、老朽化の時期を迎え、多額の更新費用や改修費用が必要となることが見込まれます。このため、長期的な財政状況や公共施設等の利用需要の見通しを踏まえて、公共施設等を計画的に管理し、安全性や必要な機能を確保しつつも、将来に過度な負担を残さない持続可能な公共施設等のあり方を検討することが求められています。

このような状況に対応して、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために、大島町公共施設等総合管理計画を平成29(2017)年3月に策定しました。

今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である第6次大島町基本構想・後期基本計画の基本理念の下、公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示すものです。

本計画で示された方針に基づき、今後、公共施設再編計画や長寿命化計画を策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていくものとします。

3. 計画策定年度及び改訂年度

本町では保有する公共施設について、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うために、平成29(2017)年3月に「大島町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、総合管理計画の基本方針を踏まえ、分野別の個別施設計画を策定していますが、前回の総合管理計画策定から一定の期間が経過しており、総合管理計画の不断の見直しを実施し順次充実させていくことが必要であることから、令和4(2022)年3月「大島町公共施設等総合管理計画(改訂版)」を策定します。

4. 計画の期間

本計画の期間は、公共施設の寿命が数十年であること、中長期的な観点が必要であることから、令和4（2022）年度を初年度とし、令和33（2051）年度までの30年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、計画内容の見直しは随時必要であることから、計画期間内であっても適宜見直しを行うものとします。

5. その他

（1）施設調査時点について

本計画の第2章に掲載する施設に関する数値は、令和3（2021）年3月31日時点の基本としていますが、第4章については、令和3（2021）年度時点としています。

第2章 公共施設等の現状及び将来見通し

1. 公共施設の現状

(1) 公共施設の整備状況

① 施設保有量

一般に公共施設とは、直接に自治体住民の利用に供する施設と定義されます。しかし、本計画における「公共施設」とは、道路や橋りょうなどの土木インフラは対象とせず、本町が保有する公共建築物を「公共施設」と定義します。そのため、公共施設と土木インフラを合わせて「公共施設等」と呼んでいます。

本計画の対象施設は、原則大島町が保有するすべての公共施設等とし、その分類は表2-1のとおりとします。

本町が保有する公共施設（2021年3月末現在）は179施設あり、延べ床面積の合計は98,869㎡となっています。公共施設の整備状況を施設類型別に見ると、施設数ではその他施設が65施設と最も多く、次いでレクリエーション・観光系施設が22施設、町営住宅が20施設となっています。延べ床面積では、学校教育系施設が23,009㎡と最も多く、全体の23%を占めており、次いで町民文化系施設が18,886㎡（19%）、町営住宅が13,890㎡（14%）となっています。

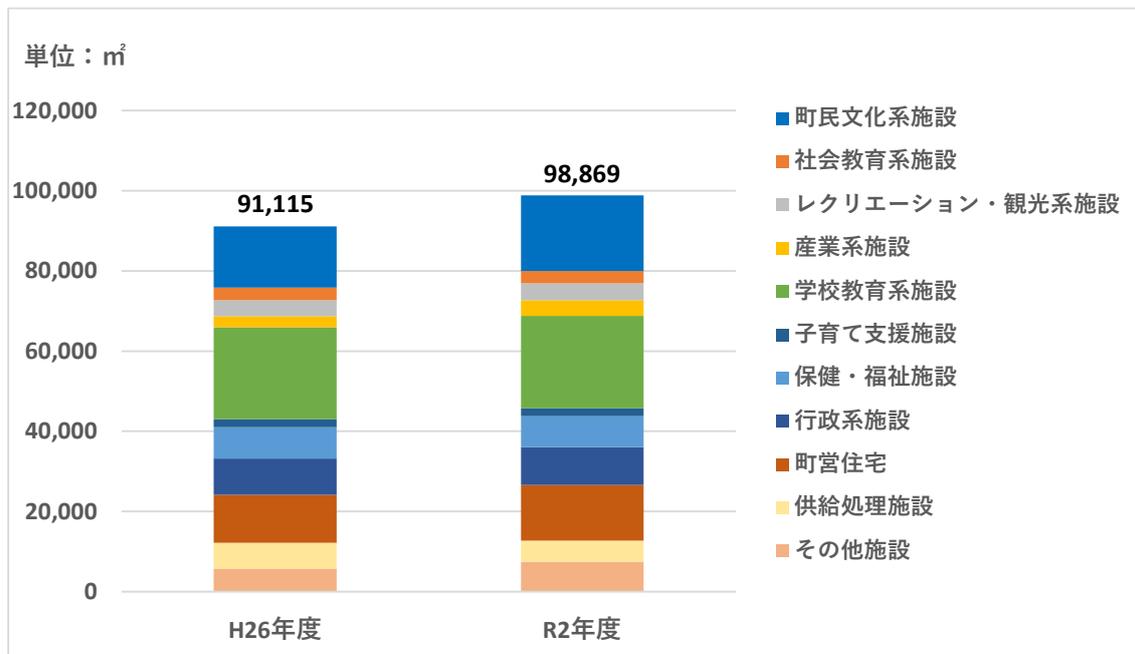
表 2-1 公共施設等の類型と主な施設

施設類型	施設数	延べ床面積 (㎡)	主な施設	
公共施設	1. 町民文化系施設	15	18,886.35	差木地域センター、北の山地域センター、波浮港地域センター
	2. 社会教育系施設	4	3,083.20	火山博物館、郷土資料館、大島町旧図書館
	3. 観光系施設 (スポーツ施設を含む)	22	4,228.93	愛らんどセンター御神火温泉、旧港屋旅館、旧甚の丸邸、大島観光案内センター、弘法浜サンセットプール、大島町スポーツトレーニングセンター
	4. 産業系施設	14	3,858.53	新開牧場、北の山ガラス温室、牛乳工場、岡田港ふれあい交流スペース
	5. 学校教育系施設	7	23,008.92	小学校、中学校、給食センター
	6. 保健・福祉施設	8	7,800.85	大島医療センター、大島町勤労福祉会館、大島けんこうセンター
	7. 子育て支援施設	4	1,991.25	保育園、みんなの福祉センター、子ども家庭支援センター
	8. 行政系施設	16	9,428.43	大島町役場（開発総合センター）、消防本部庁舎、消防団本部庁舎
	9. 町営住宅	20	13,889.96	町営住宅
	10. 供給処理施設	4	5,263.16	千波環境美化センター、安定型最終処分場、粗大ごみ処理場
	11. その他	65	7,429.47	旧老人ホーム、火葬場
	計	179	98,869.05	
土木インフラ	1. 道路			町道
	2. 橋りょう・トンネル			町道
	3. 上水道			北部水道、南部水道

② 施設保有量の推移

公共施設の延べ床面積の合計は令和 2（2020）年度に平成 26（2014）年度から約 8.5%増加した 98,869m²となっています。

図 2-1 公共施設の延べ床面積の推移

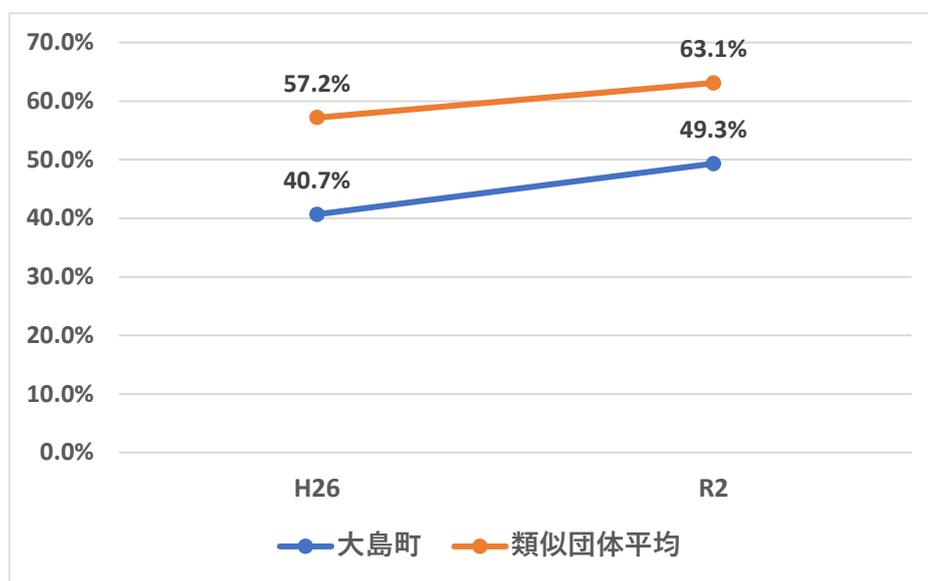


③ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで有形固定資産のうち減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、数値が高いほど、老朽化の度合いが高いといえます。

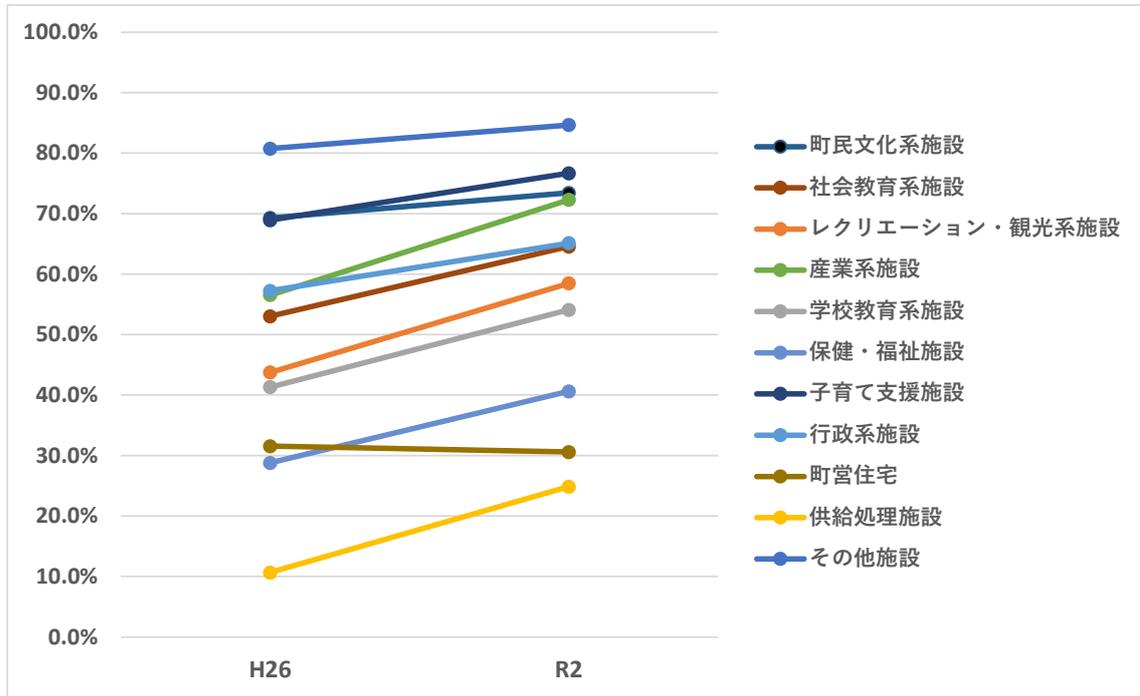
本町の有形固定資産減価償却率は、平成 26（2014）年度に 41.0%の状況であったものが、令和 2（2020）年度には 49.3%に達しています。類似団体平均を継続的に下回っていることから、類似団体と比較すると、有形固定資産の老朽化は進んでいないことがわかりますが、6年経過した時点で 8.6 ポイントも上昇している状況となっています。

図 2-2 有形固定資産減価償却率の推移



また、固定資産台帳より施設類型別の有形固定資産減価償却率をみると令和 2（2020）年度時点で、その他施設、水道施設において、有形固定資産減価償却率が 80%を超えている状況となっています。また、施設類型別では平成 26（2014）年度から令和 2（2020）年度の 6 年間のうちに、減価償却率が 10 ポイント以上上昇している類型が多くなっており、減価償却率の推移が急こう配となっています。有形固定資産減価償却率が特に高い施設については今後の施設の改修や更新を実施する時期についてより具体的に検討を進めていくことが必要といえます。

図 2-3 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移



④ 過去に行った対策の実績

平成 26（2014）年度以降に実施した公共施設の統廃合・転用等の実績は下記のとおりです。

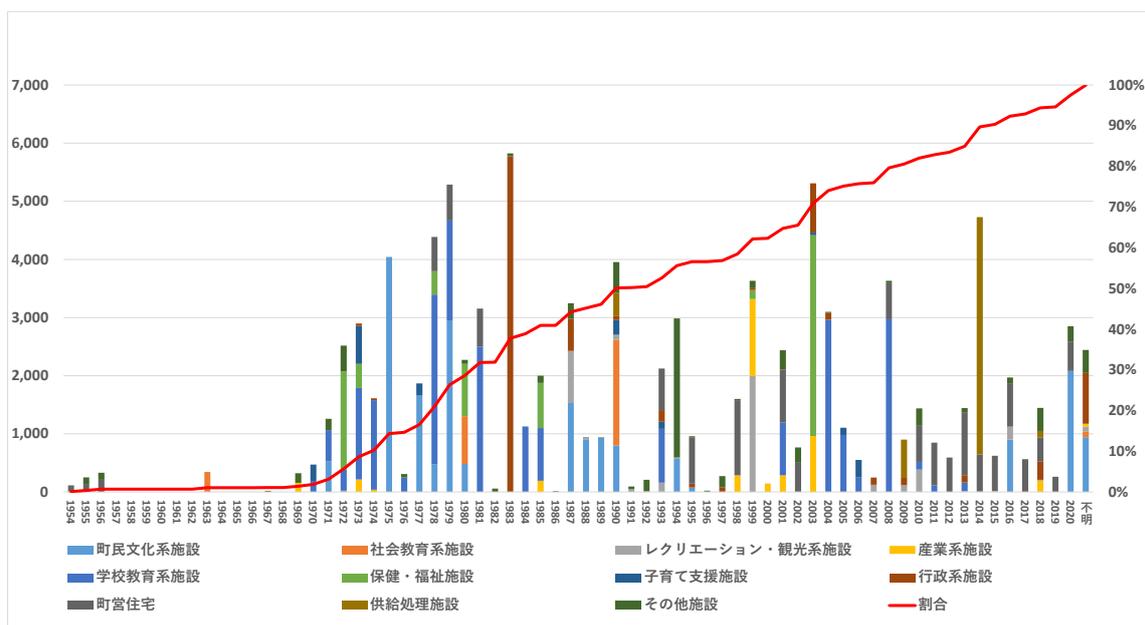
No.	施設名	実施年度	概要（工事内容）	備考
1	差木地クダツ 子第 2 団地	平成 26 (2014) 年度	解体	用途廃止
2	元町大昇団地 2 号棟	平成 26 (2014) 年度	解体	用途廃止
3	元町大昇団地 1 号棟	平成 27 (2015) 年度	解体	用途廃止
4	差木地バンバ 団地	平成 28 (2016) 年度	解体	用途廃止
5	野増清掃工場	平成 28 (2016) 年度 ～平成 30 (2018) 年度	平成 28 年度～平成 29 年度 工事 平成 29 年度～平成 30 年度 資源ストックヤード建設	転用
6	南部ごみ焼却 場	平成 29 (2017) 年度	解体	用途廃止
7	野増椿野団地	平成 29 (2017) 年度	解体	用途廃止
8	旧ふれあいの 湯府中館	平成 29 (2017) 年度	解体	用途廃止
9	波浮港山口第 2 団地	平成 30 (2018) 年度	解体	用途廃止
10	みんなの福祉 センター	令和元 (2019) 年度	保育園から交流施設へ転用	転用
11	泉津旭団地	令和元 (2019) 年度	解体	用途廃止
12	差木地春日団 地	令和 2 (2020) 年度	解体	用途廃止
13	弘法浜休憩舎	令和 2 (2020) 年度	解体	用途廃止

(2) 公共施設の年度別整備状況

図2-4は、本町が保有する公共施設の延べ床面積を建築年度別に積み上げたものです。1970年度から1990年度にかけて町民文化系施設、学校教育系施設、行政系施設などを集中して整備したことが分かります。

また、2000年度以降についても、小学校統合に伴う校舎・体育館、町営住宅、医療センター、千波環境美化センター、生涯学習センター・郷など大規模な施設を整備してきたことから、公共施設の延べ床面積が増加してきました。

図2-4 公共施設の建設年度別延べ床面積と用途



(3) 公共施設の耐震化等の状況

表 2-2は、施設類型ごとの耐震化の状況を見たものです。1981 年 6 月の建築基準法（施行令）改正後に整備された、新耐震基準に対応した建物が 207 棟（71%）、1981 年 5 月以前の旧耐震基準の下で整備された建物が 86 棟（29%）となっています。

旧耐震基準に基づく 86 棟のうち、耐震診断を実施した建物は 27 棟（9%）であり、内訳は耐震性ありが 9 棟（3%）、耐震改修実施が 13 棟（4%）、耐震改修未実施が 5 棟（2%）となっています。

泉津公民館、北の山地域センターの体育館、泉津地域センターの一部旧校舎については、診断の結果、耐震性能が不足していますが、耐震改修は未了です。

耐震診断未実施の建物は 59 棟（20%）であり、野増公民館、間伏文化会館については耐震診断が未実施です。この他に旧大島町図書館は、2021 年 2 月に新大島町図書館を建設開館したため普通財産に用途変更しました。木造の町営住宅等の施設及び器具置場及び当初の使用目的を終了して暫定利用されている施設については耐震診断をしていません。

表 2-2 施設耐震化の状況

	建物数	新耐震基準	旧耐震基準				耐震改修・診断未実施施設
			耐震診断実施			耐震診断未実施	
			耐震性あり	改修実施	改修未実施		
町民文化系施設	33 100%	11 33%	2 6%	0 0%	5 15%	15 45%	泉津・野増公民館、間伏文化会館、大島町郷土資料館 北の山・泉津・野増・差木地・波浮港地域センター
社会教育系施設	4 100%	1 25%	0 0%	0 0%	0 0%	3 75%	大島町旧図書館、郷土資料館、郷土資料収蔵庫
レクリエーション・観光系施設	34 100%	30 88%	0 0%	0 0%	0 0%	4 12%	旧港屋旅館、差木地プール、弘法浜
産業系施設	20 100%	11 55%	0 0%	0 0%	0 0%	9 45%	新開牧場、差木地花卉集荷所1、差木地倉庫、 北の山事務所、大滝・滝川・沢立農業用水
学校教育系施設	35 100%	22 63%	2 6%	10 29%	0 0%	1 3%	第一中学校
子育て支援施設	9 100%	6 67%	0 0%	3 33%	0 0%	0 0%	
保健・福祉施設	12 100%	5 42%	5 42%	0 0%	0 0%	2 17%	大島町勤労福祉会館
行政系施設	22 100%	18 82%	0 0%	0 0%	0 0%	4 18%	大島商工福祉館、岡田・差木地分団、 器具置場（差木地分団）
町営住宅	34 100%	28 82%	0 0%	0 0%	0 0%	6 18%	泉津道下団地、波浮港学校前団地、元町家の上第五団地、 元町家の上第六団地、元町家の上第七団地、元町北の山団地
供給処理施設	6 100%	6 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	
その他	84 100%	69 82%	0 0%	0 0%	0 0%	15 18%	旧クダッチ医療従事者宿舎（1・2号棟）、旧込内文化会館 旧子供家庭支援センター、旧泉津診療所、旧泉津保育園外
計	293 100%	207 71%	9 3%	13 4%	5 2%	59 20%	

本町では、指定避難所として 29 施設、あらかじめ二次避難所（福祉避難所）として協定を締結している民間福祉施設が 4 施設、合計 33 施設を避難施設に指定しています。内訳は、地震・津波災害の避難施設が 23 施設、土砂災害の避難施設が 17 施設、火山災害の避難施設が 26 施設となっています。また、避難所の保有者別では、町保有が 27 施設、都保有が 3 施設、民間保有が 3 施設となっています。

地震・津波災害時の避難所であった野増地域センター、間伏文化会館は大津波警報発令時の避難区域にあり、野増地区、間伏地区にはより安全な避難所が必要とされていましたが、両地区には新たに野増地域防災コミュニティセンター、間伏地域防災コミュニティセンターを整備し、平成 28（2016）年度末に供用開始となりました。

町保有の避難施設 27 施設のうち耐震性があるものが 23 施設、耐震診断後改修未実施のものが 2 施設（北の山地域センター体育館、泉津公民館）、耐震診断未実施のものが 2 施設（野増公民館、間伏文化会館）となっています。

耐震改修が必要な施設及び耐震診断が未実施の施設は合計 4 施設ありますが、耐震改修が未実施の北の山地域センター体育館については、災害時に安全かつ安心して利用できるよう、早急に必要な改修実施についての検討を行います。また、耐震改修が未実施の泉津公民館については、新耐震基準の施行を前提に新基準を取り入れて設計されていますが、旧耐震基準時の竣工のため、改修の必要性について検討します。耐震診断が未実施の野増公民館、間伏文化会館については、耐震診断及び改修の必要性について検討します。

表 2-3 避難施設の耐震化等の状況

区分	災害指定			施設名	建物	住所	建築年度	耐震対応	該当区域	
	地震津波	土砂	火山						津波避難区域	土砂災害
指定避難所	○	○	○	泉津公民館		泉津字川之原	1980	改修未実施		特別警戒区域
	○	○	○	泉津地域センター	体育館	泉津字不重	1990	新耐震		警戒区域
	○	○	○	岡田コミュニティセンター		岡田字助田	1994	新耐震		警戒区域
	○	○	○	さくら小学校	体育館	岡田字長坂	2004、5	新耐震		警戒区域
		●		第二中学校	校舎2階・3階	岡田字長坂	1981以降	新耐震		警戒区域
	○	○	○	第二中学校	体育館	岡田字長坂	1981	新耐震		
	○	○	○	大島けんこうセンター		岡田字沢立111番1	1980	耐震性あり		特別警戒区域
	○	○	○	北の山公民館		元町字佐吾右衛門野地	1978	耐震性あり		
	○	○	○	北の山地域センター	体育館	元町字佐吾右衛門野地	1972	改修未実施		
	○	○	○	大島町開発総合センター	1階・B1階	元町1-1-14	1983	新耐震		警戒区域
	○	(福)	○	大島町開発総合センター	2階・3階	元町1-1-14	1983	新耐震		警戒区域
	○	○	○	つばき小学校	体育館	元町字家の上	1970以降	耐震改修済		警戒区域
	○	○	○	第一中学校	体育館	元町字小清水	1970以降	耐震改修済		特別警戒区域
			●	野増地域センター	校舎2階	野増字大宮	1976、77	耐震性あり	大津波警報	警戒区域
			○	野増地域センター	体育館	野増字大宮	1989	新耐震		
			○	野増公民館		野増5番地	1977	診断未実施		
			○	間伏文化会館		野増字間伏	1975	診断未実施	大津波警報	特別警戒区域
		○	○	差木地地域センター	体育館	差木地1番地	1988	新耐震		
		○	○	差木地公民館		差木地1番地	1987	新耐震		
		○	○	つづじ小学校	校舎	差木地字沖ノ根	2008	新耐震		
		○	○	第三中学校	体育館	差木地字沖ノ根	1985	新耐震		
		○	○	クダッチ老人福祉館		差木地字下原	1978	耐震性あり		
		○	○	波浮港老人福祉館		波浮港6番地	1973	耐震性あり		
		○	○	波浮港地域センター	体育館	波浮港17番地	1987	新耐震		
			●	大島高等学校(都)	校舎3階	元町字八重ノ水				警戒区域
		○	○	大島高等学校(都)	体育館	元町字八重ノ水				
		○	○	大島海洋国際高等学校(都)	体育館等	差木地字下原				
		○	●	野増地域防災コミュニティセンター	避難施設	東京都大島町野増169番1	2016	新耐震		警戒区域
		○	○	間伏地域防災コミュニティセンター	避難施設	東京都大島町野増字間伏フコミ375番1	2016	新耐震		警戒区域
	二次避難所			大島医療センター		元町3-2-9	2003	新耐震		警戒区域
			大島老人ホーム(民間)		元町字地の岡45番1				警戒区域	
			大島恵の園(民間)		差木地1番地				警戒区域	
			第2大島恵の園(民間)		差木地1番地				特別警戒区域	

注) ●は、土砂災害時の避難所で土砂災害警戒区域にあるもの、「(福)」は福祉避難所となる施設を示している

(4) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度とは、地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することで、民間等のノウハウを導入し、効率化や経費削減を目指す制度です。

本町では、伊豆大島火山博物館、愛らんどセンター御神火温泉、大島温泉元町浜の湯、大島医療センター、岡田港ふれあい交流スペースの5施設について指定管理者制度を導入し、経営の効率化、経費の削減を図っています。

表 2-4 指定管理者制度導入施設

施設名	指定管理者	始期	終期
伊豆大島火山博物館	社団法人 大島町観光協会	2021.4.1	2024.3.31
愛らんどセンター御神火温泉	社団法人 大島町観光協会	2021.4.1	2024.3.31
大島温泉元町浜の湯	社団法人 大島町観光協会	2021.4.1	2024.3.31
大島医療センター	医療法人社団 藤清会	2022.4.1	2025.3.31
岡田港ふれあい交流スペース	大島町商工会	2022.4.1	2025.3.31

2. インフラの現状

(1) 道路

① 施設保有量

本町が管理する道路は、令和2(2020)年度末現在で1,054路線、実延長439kmで、うち舗装済の道路は181km、舗装率41%となっています。その内訳を見てみると、町の主要道路網を形成する1級路線及び2級路線の舗装率はそれぞれ98%、97%とほぼすべてが舗装されており、その他路線の舗装率が29%と低くなっています。

道路は、地域の状況や交通量等に応じた安全かつ円滑な交通を確保できる構造を有していなければならない(道路法第29条)、その技術的基準は道路構造令に定められています(同法第30条)。道路の実延長のうち、幅員、路面等の構造について道路構造令の規格に適合する道路の延長を改良済延長といたしますが、本町における改良済延長は121km、改良率28%となっています。ただし、1級路線及び2級路線の改良率は93%となっています。

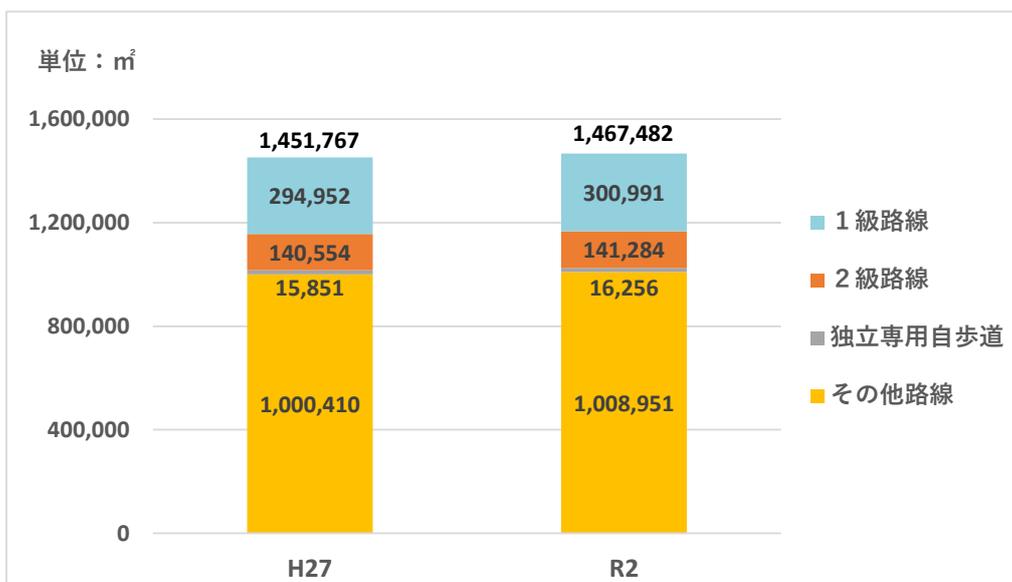
表 2-5 道路の状況

	路線数 (本)	実延長		規格改良				舗装		
				改良済		未改良				
		延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	割合 (%)	面積 (㎡)
1級路線	21	45,959	300,991	41,845	285,442	4,114	15,549	45,185	98.3	298,779
2級路線	21	25,506	141,284	24,405	137,624	1,102	3,660	24,709	96.9	138,904
独立専用自歩道	1	5,186	16,256	37	110	5,149	16,146	5,186	100.0	16,256
その他路線	1,011	362,093	1,008,951	54,710	299,995	307,382	708,956	105,978	29.3	466,692
合計	1,054	438,744	1,467,482	120,997	723,171	317,747	744,311	181,058	41.3	920,631

② 施設保有量の推移

道路の実延長面積の合計は令和2(2020)年度に平成27(2015)年度から約1.1%増加した1,467,482㎡となっています。

図 2-5 道路の実延長面積の推移



(2) 橋りょう・トンネル

① 施設保有量

令和2(2020)年度末現在で本町が管理する橋りょうは47橋、総延長341mであり、トンネルは3本、総延長528mとなっています。

橋りょう47橋の延長別内訳は、10m以上15m未満が9橋、5m以上10m未満が21橋、5m未満が17橋となっています。橋りょうは分類上すべて永久橋となっていますが、道路橋も適切に手入れをしないと、腐食やひび割れが進展し、それがきっかけとなり強度が低下していくこともあり、永久橋であっても計画的なメンテナンスが必要となります。

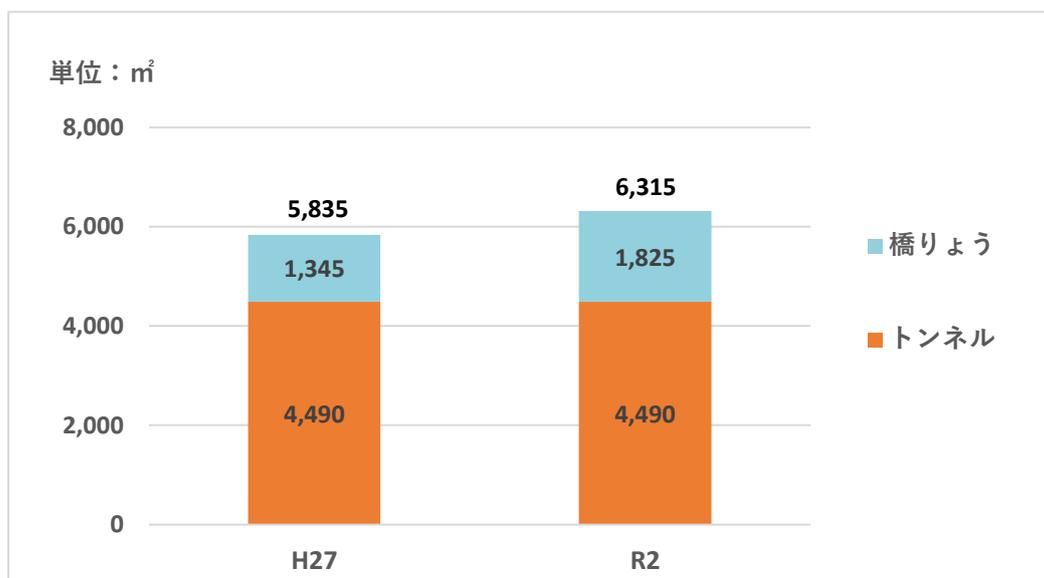
表2-6 橋りょう・トンネルの状況

		本数(本)	延長(m)	面積(m ²)
橋 梁	永久橋	47	341	1,825
	非永久橋	—	—	—
計		47	341	1,825
トンネル		3	528	4,490

② 施設保有量の推移

トンネルの面積は平成27(2015)年度から横ばいで推移していますが、橋りょうの面積は令和2(2020)年度に平成27(2015)年度から約35.7%増加して推移しています。

図2-6 橋りょう・トンネルの面積の推移



(3) 水道

① 施設保有量

本町の水道は、昭和29年の岡田簡易水道事業から始まり、北上水道事業と南部地区簡易水道事業の2事業を運営していましたが、平成29(2017)年に統廃合し、現在は1事業で運営しています。

令和2(2020)年度末現在の給水人口は7,220人であり、水道の普及率は99.8%となっています。令和2(2020)年度末現在、18箇所の水源、6箇所の浄水場、23箇所の配水池から導水管の延長は18km、送水管の延長は34km、配水管の延長は172kmとなっています。

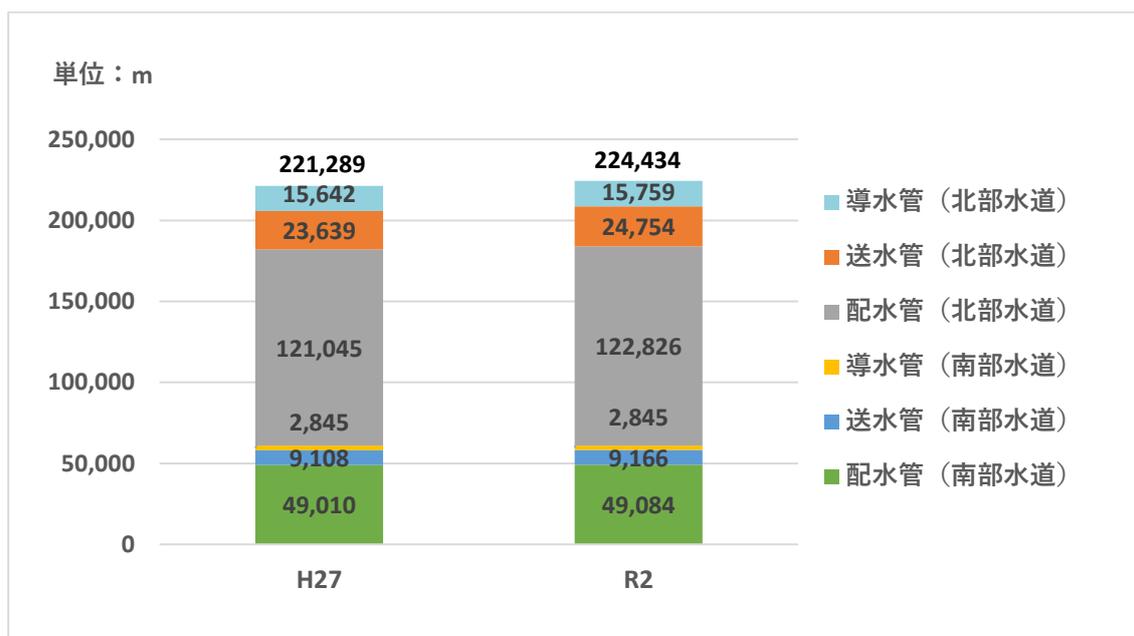
表2-7 水道事業の状況

		北部水道	南部水道	全体	
給水人口(人)		5,009	2,211	7,220	
普及率(%)		99.8	100	99.8	
給水件数(件)		3,718	1,584	5,304	
給水能力	地下水	1,430m ³ /日	1,250m ³ /日	2,680m ³ /日	
	湧水	670m ³ /日	0m ³ /日	670m ³ /日	
	脱塩浄水場	3,200m ³ /日	1,650m ³ /日	4,850m ³ /日	
	計	5,300m ³ /日	2,900m ³ /日	8,200m ³ /日	
給水量	年間給水量	834,790m ³ /年	342,194m ³ /年	1,176,984m ³ /年	
	月平均給水量	69,565m ³ /月	28,516m ³ /月	109,846m ³ /月	
	1日平均給水量	2,287m ³ /日	937m ³ /日	3,224m ³ /日	
	1日1人当たり	456ℓ/日	423ℓ/日	446ℓ/日	
料金(円)	年間料金	185,696,799	78,084,462	263,781,261	
	月平均料金	15,474,733	6,507,038	21,981,771	
	1人月平均料金	3,089	2,943	3,044	
管路延長(m)	種別	2020年度末			
	導水管	300mm未満	15,759	2,845	18,604
		300mm未満	20,658	9,166	29,824
		400mm未満	4,096	—	4,096
		計	24,754	9,166	33,920
	配水管	50mm以下	36,571	8,243	44,814
		75mm以下	44,084	20,168	64,252
		100mm以下	22,275	14,840	37,115
		125mm以下	13	—	13
		150mm以下	19,328	5,021	24,349
		200mm以下	555	812	1,367
	計	122,826	49,084	171,910	
	合計	163,339	61,095	224,434	

② 施設保有量の推移

水道事業の管路延長の合計は令和2（2020）年度に平成27（2015）年度から約1.4%増加した224,434mとなっています。

図2-7 水道事業の管路延長の推移

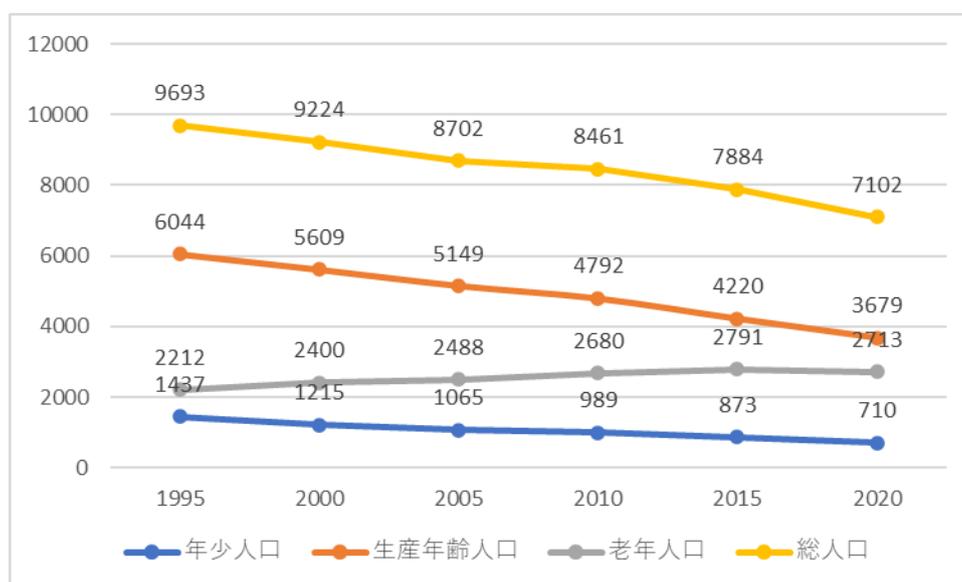


3. 人口の推移

大島町の人口は、1995年の9,693人が2020年には7,102人と、25年間で2,591人（26.7%）減少しています。

人口の推移を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で見ると、少子高齢化に伴い、老年人口は増加し続けていますが、年少人口、生産年齢人口は減少を続けています。この結果、2020年の本町の高齢化比率は38.2%となっており、全国の28.4%（2020年）を大きく上回る水準となっています。

図 2-8 大島町年齢3区分別人口の推移



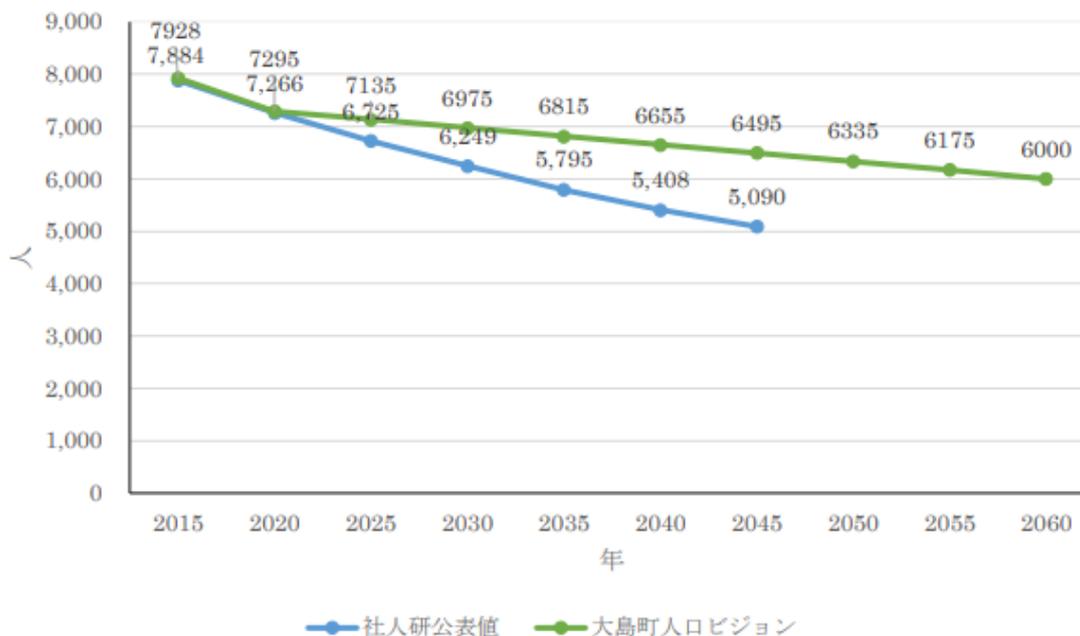
【出典：第二期大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略大島町人口ビジョン、8頁】

※2020年の人口は令和2年国勢調査より抜粋

本町では、人口減少を回避し、今後の施策の基礎とするために2060年までの人口の見通しについて、令和3（2022）年3月に策定した「大島町人口ビジョン」において推計を行いました。

推計にあたっては国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と表記する）が発表している仮定値を基準とし、これに加えて町独自の試算を行いました。2040年までに段階的に合計特殊出生率を2.07程度に上昇させ、それ以降は維持を図り、また、しごとの確保による若年層の人口流出抑制、子育て世代が、安心して妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境の実現を図ることにより、2040年時点では6,600～6,700人、2060年時点では6,000人規模の人口を維持することを目標としています。

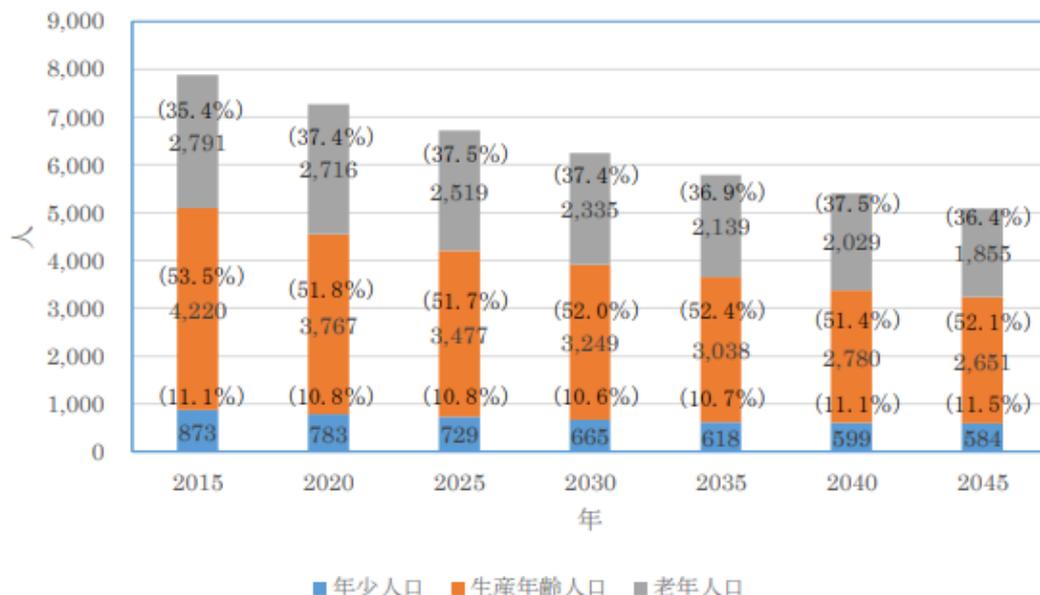
図 2-9 大島町将来人口の推移



【出典：第二期大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略大島町人口ビジョン、11 頁】

社人研による将来人口推計では、本町の人口は 2025 年に 7,000 人を割り、2045 年の人口は 5,090 人（2020 年比 72%）になることが予想されています。2020 年人口に対する 2045 年推計人口の比率を年齢 3 区分別に見ると、年少人口は 82%、生産年齢人口は 72%、老年人口が 68%となっており、総人口と比例して全体的に年々徐々に減少していくことが予想されます。

図 2-10 大島町年齢 3 区分別将来人口の推計（社人研）



【出典：第二期大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略大島町人口ビジョン、12 頁】

人口の減少・構成の変化は、将来の税収や住民負担に影響することはもちろん、公共サービスの需要にも変化をもたらします。税収の担い手である生産年齢人口の減少に伴い、将来、町税収入が減少することが予測されるため、現在の財政規模を維持するためにはこれまで以上の負担が必要になります。

本町では今後人口の減少が予測されることから、施設の新設、統廃合を行うにあたっては、全町、地区別の人口規模にあった施設量を検討することが必要となってきます。また、年少人口が減少すると小中学校などの教育施設には余剰が生じる一方、少子化対策のための子育て支援施設や高齢化率上昇による老人福祉施設の充実等の需要が高まるなど、状況に応じて整備を進めていく必要があります。そのため、公共施設の整備は、中長期的な視点から考える必要があります。

4. 財政状況

(1) 歳入の推移

本町の歳入は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度までは減少しましたが、令和元（2019）年度以降は増加しています。

自主財源¹である町税は平成 28(2016)年度の 9 億 67 百万円が最大で平成 29(2017)から平成 30（2018）年度までは減少していますが、令和元（2019）年以降は増加しています。ただし、今後、高齢化や人口減少により町税収入が伸び悩み、地方交付税などの縮減の動きなどを考慮すると、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営を行っていくことが求められます。

依存財源²である地方交付税³、国庫支出金、都道府県支出金⁴及び町債は、平成 28(2016)年度ではそれぞれ 21 億 9 百万円、40 億 42 百万円、13 億 33 百万円でありましたが、令和 2（2020）年度では 23 億 54 百万円、46 億 87 百万円、8 億 94 百万円となっており、依存財源の合計は若干増加傾向にあります。なお、令和 2（2020）年度は、特別定額給付金給付事業の影響で国庫支出金、都道府県支出金が大きく増加しており、上記影響がない令和元（2019）年度の国庫支出金、都道府県支出金は 34 億 78 百万円となっており、依存財源のうち国庫支出金、都道府県支出金については平成 28（2016）年度から減少しています。

¹ 自主財源とは、地方公共団体が、中央政府に依存しないで独自で調達できる財源。

〈町税、使用料、手数料、財産収入など〉

² 依存財源とは、国や県などから交付される財源。

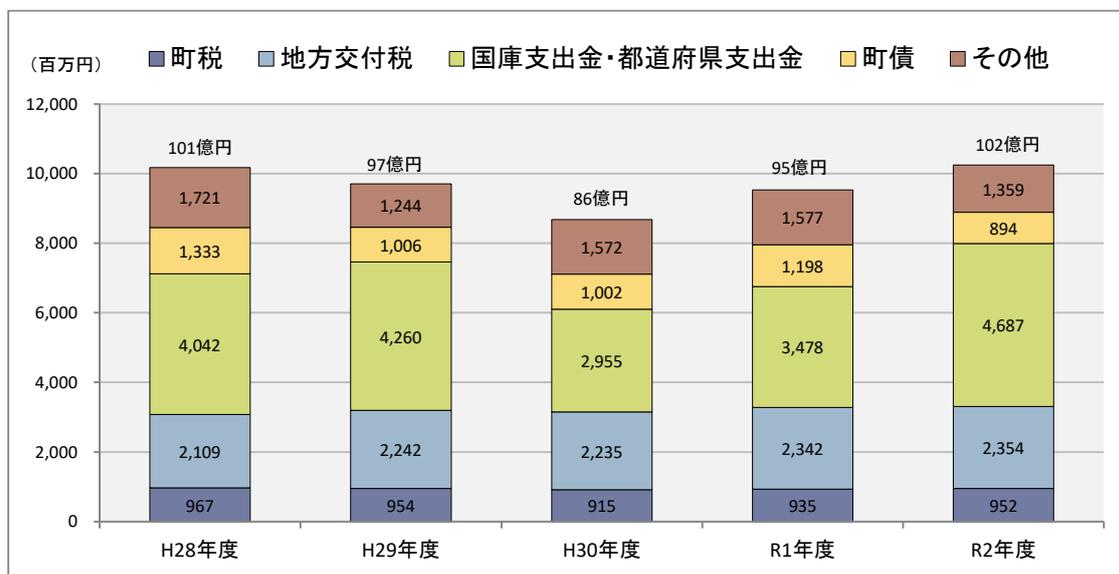
〈地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、都道府県支出金など〉

³ 地方交付税とは、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税などのそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に對して交付する税のことです。

⁴ 国庫支出金とは、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のことです。

都道府県支出金とは、都道府県の市町村に対する支出金のことです。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがあります。

図 2-11 普通会計⁵歳入の推移



⁵ 普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分です。本町においては、一般会計のみが普通会計となっています。

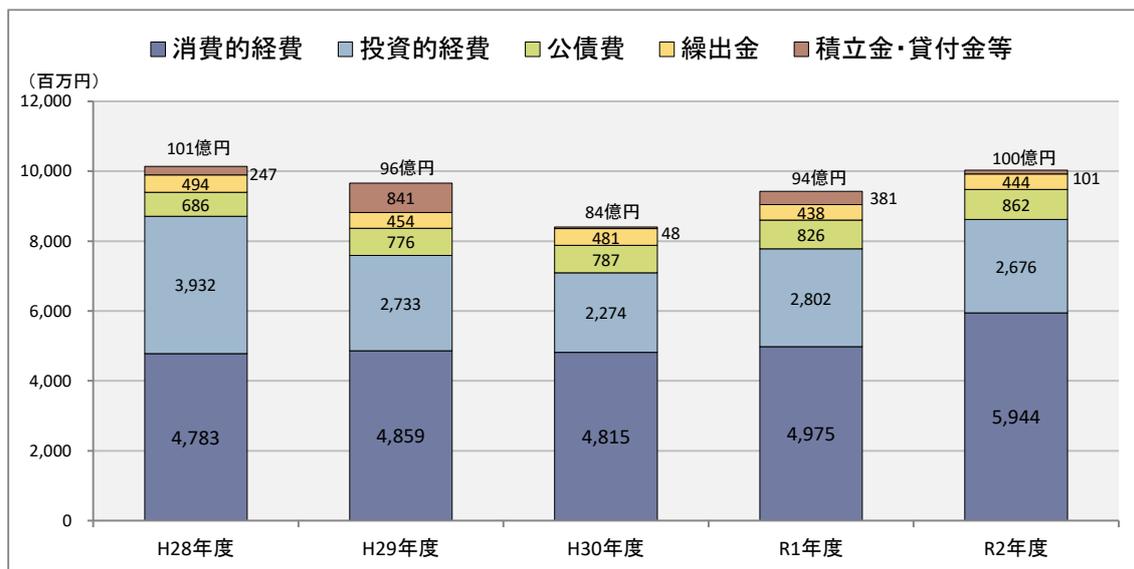
(2) 歳出の推移

本町の歳出も、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度までは減少しましたが、令和元（2019）年度以降は増加しています。

消費的経費⁶は増加傾向にあります。その内訳を見てみると、人件費は平成 28（2016）年度以降は約 12 億円前後で推移しています。しかし、会計年度任用職員の導入等により令和 2（2020）年度には 12 億 71 百万円と増加に転じています。また、扶助費⁷は平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までは減少傾向ありましたが、令和 2（2020）年度は特別定額給付金給付事業の影響で増加に転じています。

投資的経費⁸は、令和 2（2020）年度に 26 億 76 百万円と平成 28（2016）年度に比べ約 32%減少しています。今後、人口減少に伴う税収の伸び悩み、高齢化に伴う扶助費の増大により財源が投入できる投資的経費は継続して減少すると予想されます。

図 2-12 普通会計歳出の推移

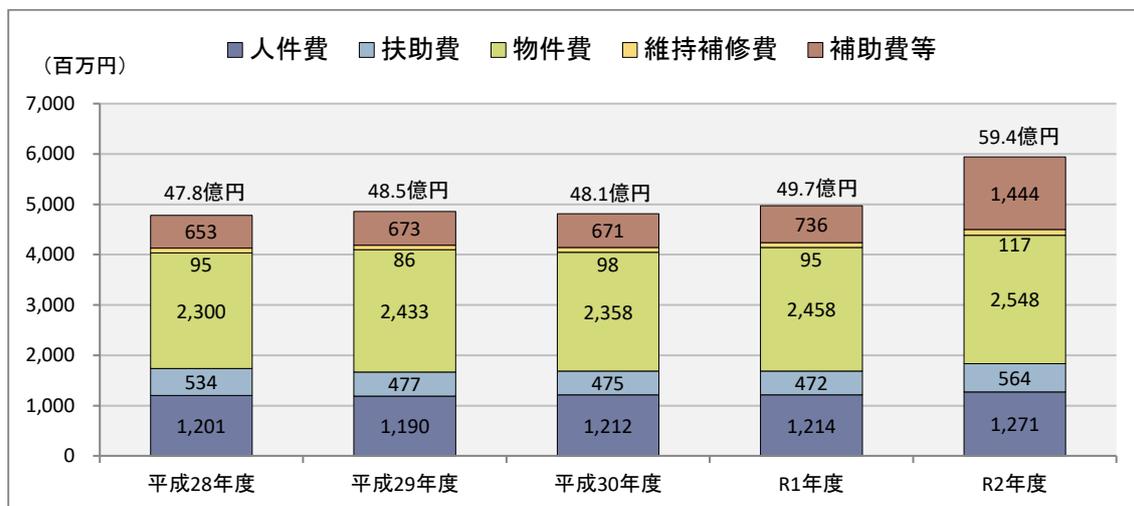


⁶ 消費的経費とは、支出効果が、当該年度又は極めて短い期間で終わる、換言すると後年度に形を残さない性質の経費のことです。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費などが含まれます。

⁷ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費のことです。

⁸ 投資的経費とは、道路、小中学校、保育園など、固定的な資本の形成に向けられる経費のことです。

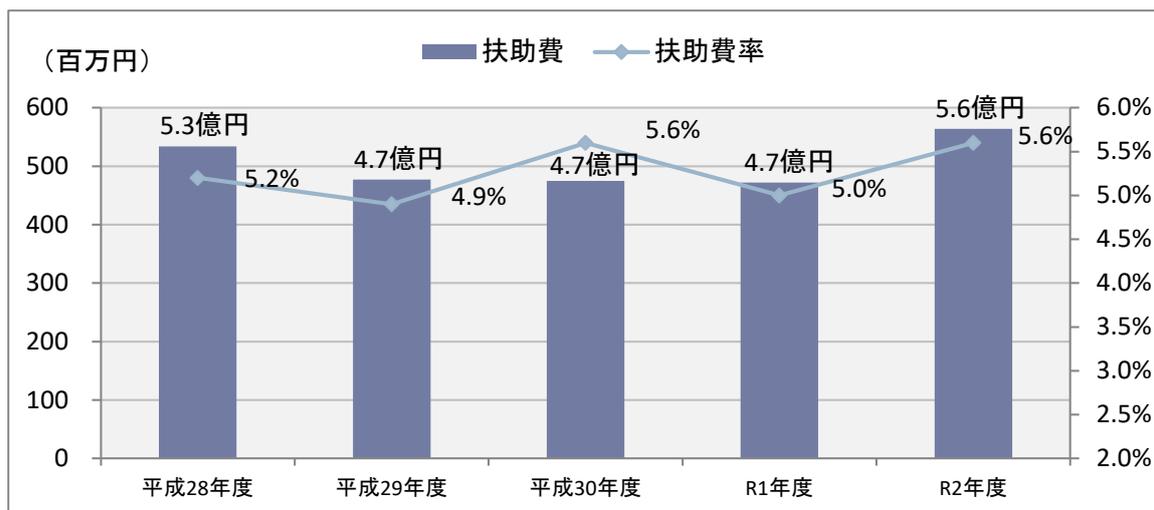
図 2-13 消費的経費（内訳）の推移



(3) 歳出に占める扶助費割合の推移

扶助費は平成28(2016)年度から令和元(2019)年度までは減少傾向ありましたが、令和2(2020)年度は特別定額給付金給付事業の影響で増加に転じています。近年約5億円前後で推移しており、今後は人口減少に伴う少子化対策や高齢化などにより継続して増加することが予想されます。

図2-14 歳出に占める扶助費割合の推移

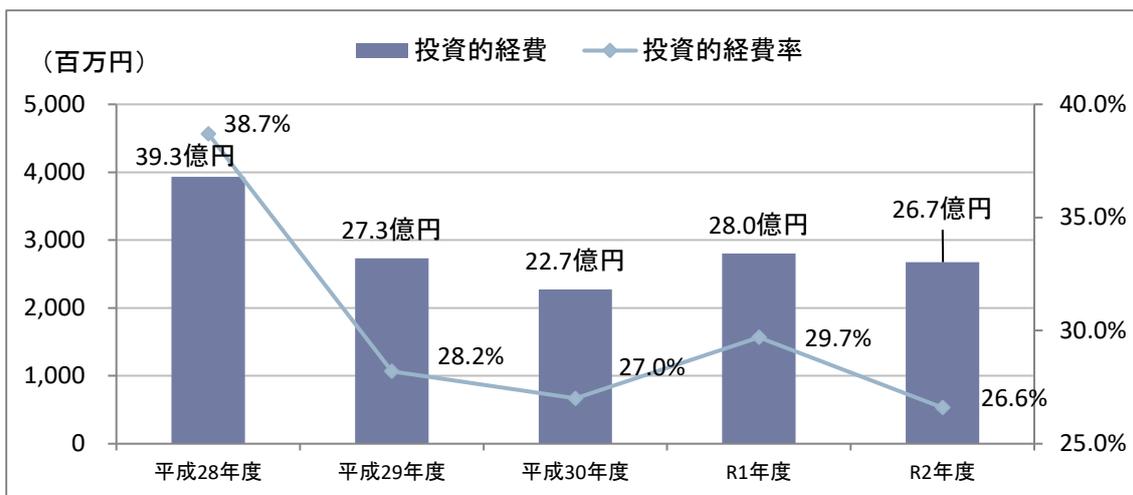


(4) 歳出に占める投資的経費割合の推移

投資的経費は土石流災害対策費の影響もあり、平成28(2016)年度において他の年度に比べ規模および歳出に占める割合ともに増加しました。平成29(2017)年度以降は災害対策費が減少し、令和2(2020)年度では26.7億円となっています。

今後、人口減少に伴う税収の伸び悩み、高齢化等に伴う扶助費の増大により財源が投入できる投資的経費は減少すると予想されます。

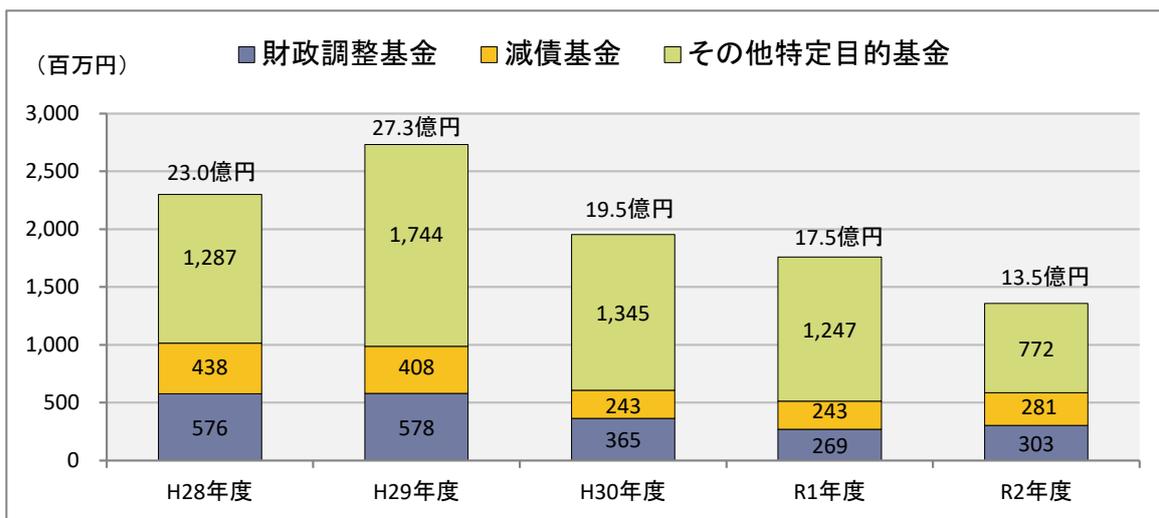
図 2-15 歳出に占める投資的経費割合の推移



(5) 基金の推移

基金は、平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度まで増加しましたが、平成 30（2018）年度以降は減少傾向にあります。今後、町税の大幅な増加が期待できない一方、社会保障費の増加が見込まれるなか、基金の取り崩しを余儀なくされるなど厳しい状況が予想されるため、計画的な基金の積み立て・取り崩しが必要です。

図 2-16 基金の推移



※財政調整基金：決算剰余金が多いときは積立し、不足時には取り崩すなど、財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金

※減債基金：町償還を計画的に行うための基金

※その他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金

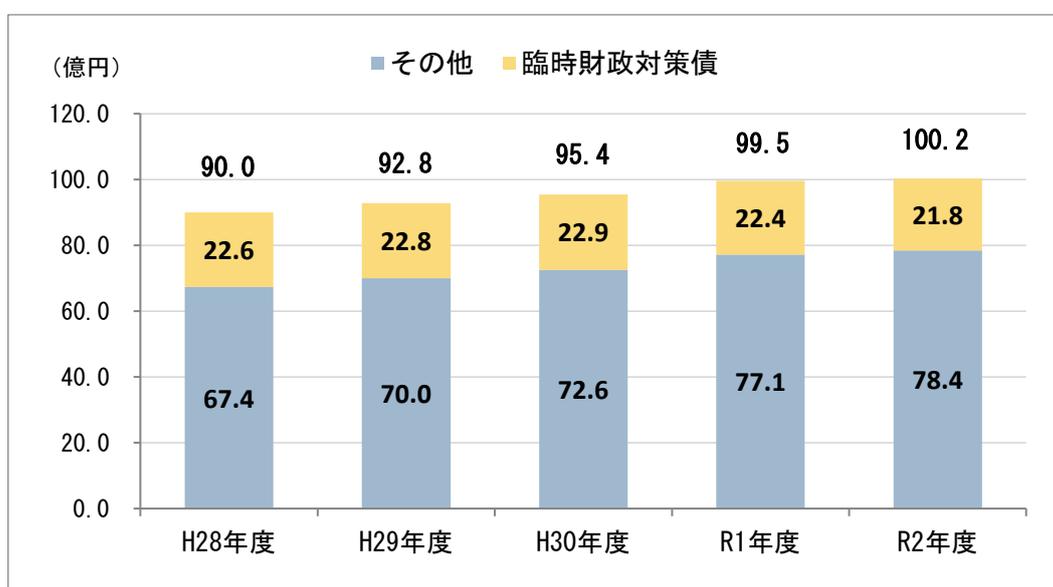
(6) 町債残高の推移

町債残高については、平成 28 (2016) 年度以降増加傾向にあります。令和 2 (2020) 年度の残高は約 100 億円となり、平成 28 (2016) 年度の約 90 億円と比較するとおよそ約 11%増加しています。

また、町債残高の内訳をみると、町債残高から臨時財政対策債⁹を控除したその他が占める割合が増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度に約 78.2%と平成 28 (2016) 年度の約 74.9%に比べ約 3.3%増加しています。

町債の借入れは、施設整備等に係る世代間の公平性を確保するための有効な手段ですが、残高が増加すると将来の財政負担に影響を与えることも懸念されます。

図 2-17 町債¹⁰残高の推移



⁹ 臨時財政対策債とは、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行してきた地方債のことです。

¹⁰ 町債とは、町が発行する地方債のことです。

5. 公共施設の更新費用の推計

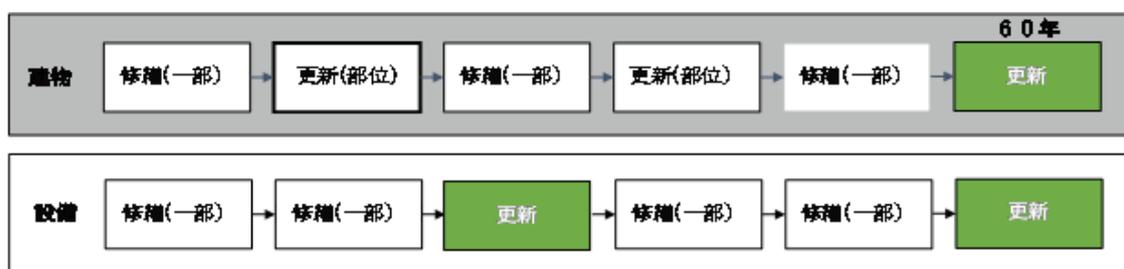
(1) 推計方法

公共施設の更新費用の推計にあたっては、個別施設計画を策定し、個別施設計画のなかで更新費用を試算している場合には当該試算結果を集計し、上記以外の場合については、下記の長寿命化対策を実施することを前提として更新費用を試算することとします。

① 基本的な考え方

図 2-18 に示すとおり、建物部位（屋根・外部）及び設備の計画的な修繕や更新により、長寿命化を図ります。

図 2-18 公共施設の更新に対する基本的な考え方



建物（躯体）については、公共施設の大分類ごとに、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。なお、施設ごとに建替え及び大規模改修の要否を判定し、建替え及び大規模改修が必要とされる場合には上記のとおり更新費用を試算します。

一方で、建物部位及び設備については、建物（躯体）と同様に延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

ただし、「大島町学校施設個別施設計画」の対象施設については、上記の試算方法ではなく、「大島町学校施設個別施設計画」において今後の維持・更新コスト（長寿命化型）で算定した費用を更新費用として試算します。

また、「大島町町営住宅等長寿命化計画」の対象施設についても、上記の試算方法ではなく、「大島町町営住宅等長寿命化計画」において計画後モデルで算定した費用を更新費用として試算します。

② 更新周期

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨及びブロックの目標耐用年数は 60 年となっています。本町の建物（躯体）の構造はこれらに該当するものが大部分を占めるため、建物（躯体）の更新周期を 60 年と設定します。

大規模改修については、建物（躯体）の目標耐用年数の 1/2 である 30 年を更新周期として設定します。

建物部位及び設備の更新周期は、以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版国土交通省）」の周期を参考に、下記のとおり設定します。

区分	更新周期（年）	
	更新	改修
屋根	20	5
外部	15	-
受変電	25	5
通信・情報	-	6
空調	15	-
給排水衛生	15	5
消火	30	15
昇降機	40	-

③ 更新単価

建物（躯体）の更新単価は、公共施設更新費用試算ソフトの初期設定値（全国標準単価）に大島の離島工事費指数（国土交通省：平成 29（2017）年度新営予算単価）117 を乗じることにより算定しています。

（円/m²・年）

大分類	更新単価	
	更新	大規模改修
町民文化系施設	470,000	290,000
社会教育系施設	470,000	290,000
行政系施設	470,000	290,000
レクリエーション・観光系施設	420,000	230,000
学校教育系施設	390,000	200,000
子育て支援施設	390,000	200,000
町営住宅	330,000	200,000
保健・福祉施設	420,000	230,000
産業系施設	470,000	290,000
供給処理施設	420,000	230,000
その他施設（水道）	420,000	230,000
その他施設（公園）	390,000	200,000
その他施設	420,000	230,000

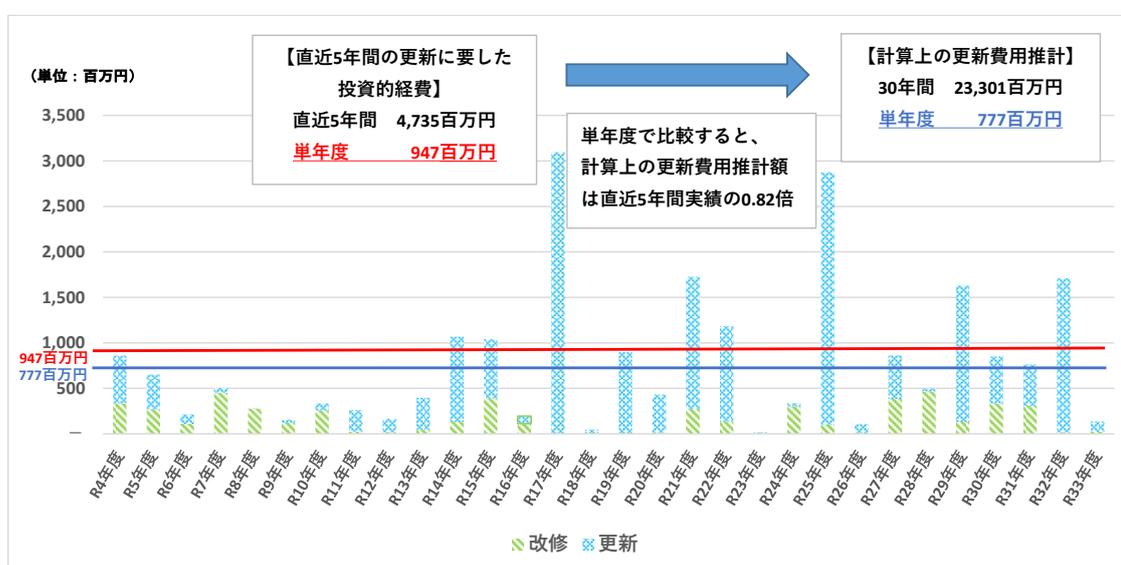
建物部位及び設備の更新単価は、以下の「建築物のライフサイクルコスト（平成 17 年版国土交通省）」の「表 3-2-48 建築の修繕コスト（概算/学校_Case3）」及び「表 3-2-49 電気設備の修繕コスト」の平均値に物価変動等を考慮して、建設工事費デフレーターを用いて平成 17 年度（2005 年度）を令和 2 年度（2020 年度）に換算し、下記のとおり設定します。

区分	更新単価	
	更新	改修
屋根	5,551 円/m ²	493 円/m ²
外部	6,516 円/m ²	-
受変電	1,601 円/m ²	154 円/m ²
通信・情報	-	179 円/m ²
空調	788 円/m ²	-
給排水衛生	2,608 円/m ²	169 円/m ²
消火	543 円/m ²	38 円/m ²
昇降機	13,500,000 円/基	-

(2) 推定結果

(1) を前提に、今後 30 年間で、本町が保有する公共施設を改修や更新するために必要な費用は合計で約 233 億円（年平均 7.8 億円）と試算されます。平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間に公共施設の更新に充てられた投資的経費の金額は、年平均 9.5 億円となり、直近の投資的経費の 0.8 倍の更新費用が必要になります。直近の投資的経費の範囲内ですが、施設整備に係る町債残高が平成 28（2016）年度以降増加傾向にあることや、少子高齢化に伴う歳入の減少が予見されることを勘案すると、現在の規模で公共施設を更新することは楽観できるものではありません。

図 2-19 公共施設の更新費用



6. インフラの更新費用の推計

(1) 推計方法

インフラについては現在の数量を維持することを前提として、更新年数は下記の表 2-8 のとおりとし、面積・延長に表 2-8 の工事費単価を乗じることにより、今後 30 年間の更新費用を試算しています。また、道路については現在の舗装面積を維持することを前提としています。

なお、本町における道路、自動車歩行者道、導水管・送水管、配水管の工事費単価は本町の工事費実績を用いて、橋りょう工事費単価は、試算ソフトの初期設定値（全国標準単価）に大島の離島工事費指数を乗じて、それぞれ試算しています。

表 2-8 インフラの更新単価

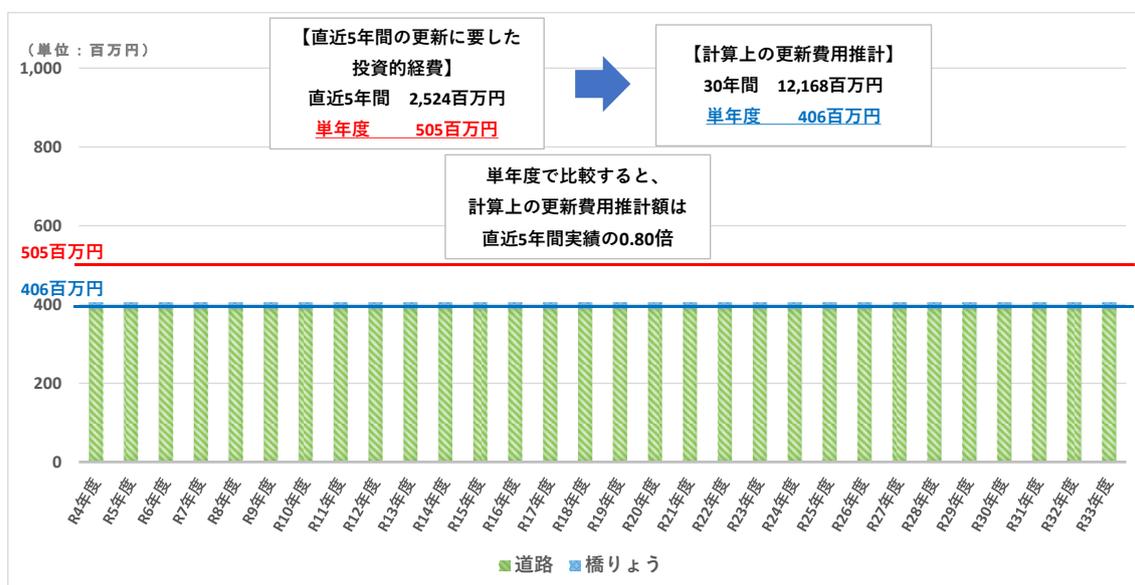
施設類型	離島工事費 指数（大島）	更新			備考
		初期設定値 （円）	大島町単価 （円）	更新年数 （年）	
道路（㎡）			6,365	15	単価は過去5年間の工事費実績
自動車歩行者道（㎡）			5,435	15	単価は過去5年間の工事費実績
橋りょう（㎡）	117	448,000	524,000	60	
導水管・送水管（㎡）			50,000	40	単価は過去5年間の工事費実績
配水管（㎡）			50,000	40	単価は過去5年間の工事費実績

(2) 推定結果

① 普通会計

(1) を前提に、今後 30 年間で、本町が保有する普通会計のインフラを改修や更新するために必要な費用は合計で約 121.7 億円（年平均 4.1 億円）と試算されます。平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間に普通会計のインフラの更新に充てられた金額は、年平均 5.1 億円となり、直近の投資的経費の 0.8 倍の更新費用が必要になります。直近の投資的経費の範囲内ですが、施設整備に係る町債残高が平成 28（2016）年度以降増加傾向にあることや、少子高齢化に伴う歳入の減少が予見されることを勘案すると、現在の規模で公共施設を更新することは楽観できるものではありません。

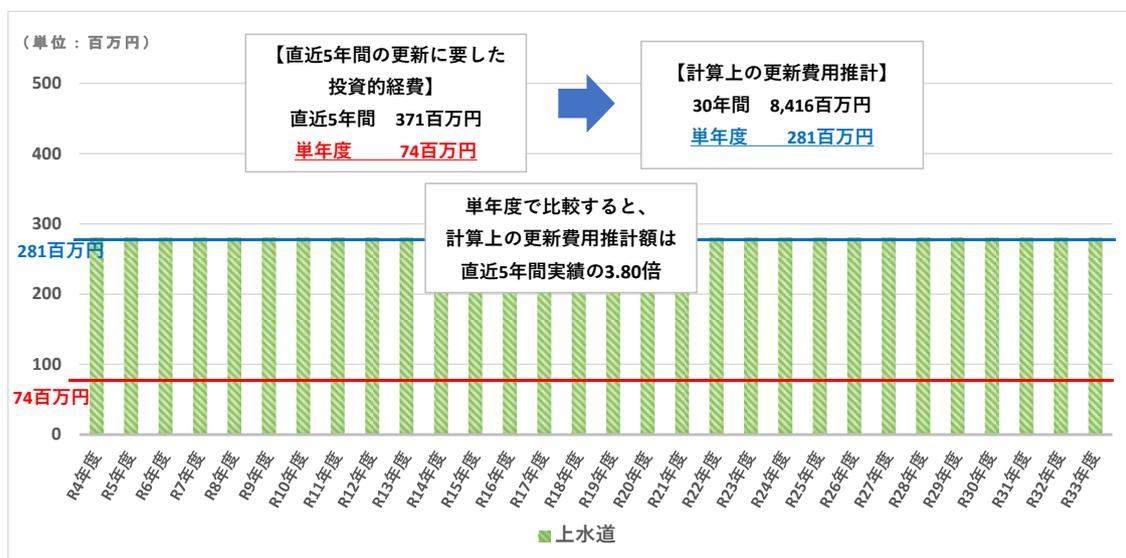
図 2-20 インフラ（普通会計）の更新費用



② 公営事業会計

(1) を前提に、今後 30 年間で、本町が保有する公営事業会計のインフラを改修や更新するために必要な費用は合計で約 84.2 億円（年平均 2.8 億円）と試算されます。平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の 5 年間に公営事業会計のインフラの更新に充てられた金額は、年平均 0.7 億円となり、直近の投資的経費の 3.8 倍の更新費用が必要になります。本町が保有する公営事業会計のインフラはすべて上水道に係る資産であり、上水道については、現状の投資規模では水道管の一般的な耐用年数である 40 年で更新することは困難なことから、予防的保全に努めることで長寿命化を図るとともに、計画的な更新を進めることで効率的な事業運営を推進していく必要があります。

図 2-21 インフラ（公営事業会計）の更新費用



7. 効果額の算定

(1) 算定方法

大規模改修による予防保全をして建替え周期を長期化する場合（以降、長寿命化する場合）と、法定耐用年数到来時に更新をする場合（以降、単純更新する場合）の更新費用との比較により効果額を算定します。公共施設及びインフラの単純更新する場合の算定方法は下記①から④のとおりです。なお、維持管理費については、長寿命化する場合も単純更新する場合も平成28年度（2016）年度～令和2（2020）年度における決算統計の維持補修費の平均値が継続して発生するものとして算定します。

① 公共施設

公共施設の分類ごとに、建替えについて、更新年数（単純更新する場合の設定周期）経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新単価に延床面積を乗じることにより、更新費用を試算します。

更新単価については、5で設定した大分類別の更新単価を使用します。

更新周期については、鉄筋コンクリート構造の住宅における法定耐用年数（47年）到来後に建替えを行うものとしします。

建物部位及び設備については更新を見込まないものとしします。

ただし、「大島町学校施設個別施設計画」の対象施設については、上記の試算方法ではなく、「大島町学校施設個別施設計画」において今後の維持・更新コスト（従来型）で算定した費用を更新費用として試算します。

また、「大島町町営住宅等長寿命化計画」の対象施設についても、上記の試算方法ではなく、「大島町町営住宅等長寿命化計画」において計画前モデルで算定した費用を更新費用として試算します。

② 道路

道路については、単純更新する場合についても6で算定した更新費用と同額が発生するものとしします。

③ 橋りょう

橋りょうについては、単純更新する場合についても6で算定した更新費用と同額が発生するものとしします。

④ 水道事業

水道事業については、単純更新する場合についても6で算定した更新費用と同額が発生するものとしします。

(2) 推計結果（普通会計）

長寿命化を行う場合は既存施設の耐用年数を延ばすことが可能となるため、計画改訂後10年間で約114.99億円（56.5%）のコスト削減が期待できます。また、計画改訂後30年間においては、約79.57億円（17.2%）のコスト削減が期待できます。

表 2-9 今後 10 年間の効果額（普通会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	長寿命化する場合	効果額
建築物	156.30	41.31	△114.99
インフラ施設	47.15	47.15	—
合計	203.45	88.46	△114.99

図 2-22 今後 10 年間の効果額（普通会計）

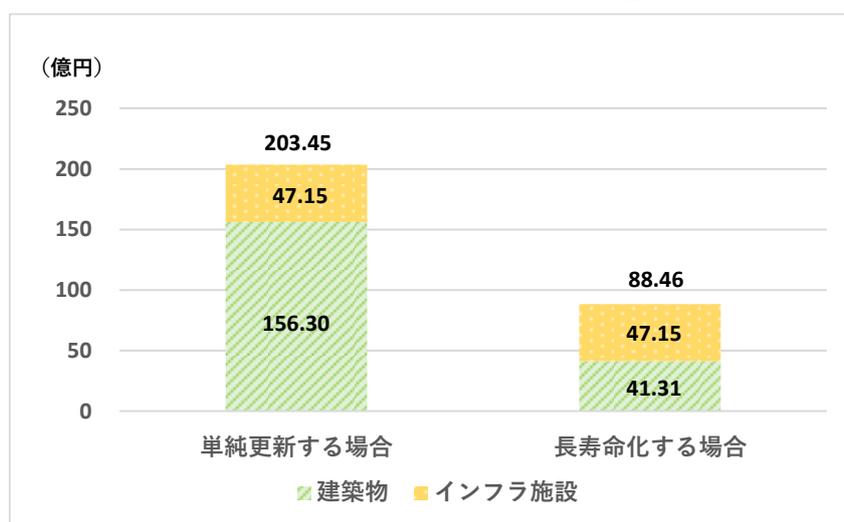
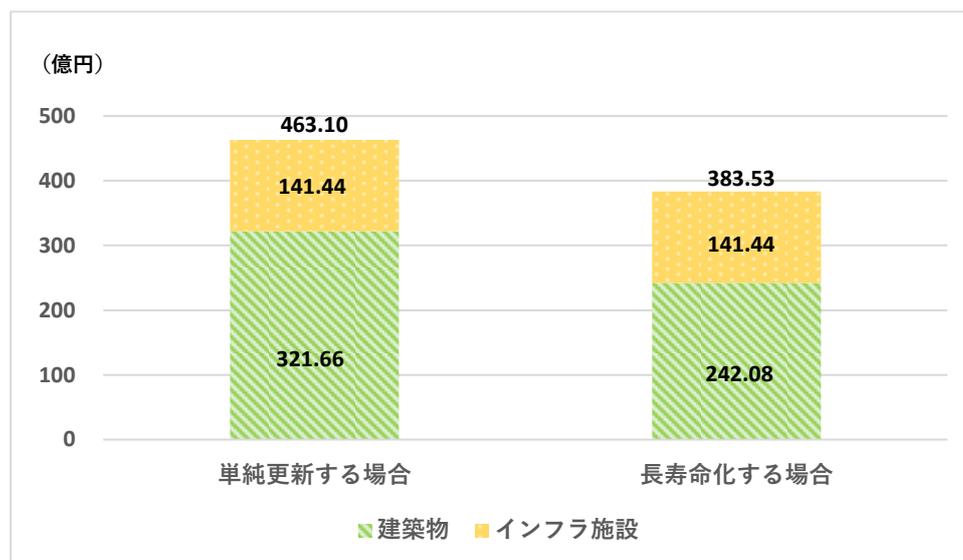


表 2-10 今後 30 年間の効果額（普通会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	長寿命化する場合	効果額
建築物	321.66	242.08	△79.57
インフラ施設	141.44	141.44	—
合計	463.10	383.53	△79.57

図 2-23 今後 30 年間の効果額（普通会計）



(3) 推計結果（公営事業会計）

公営事業会計の施設については、大規模改修等による長寿命化の施策を設定していないため、単純更新する場合と比較した場合の効果額は発生しません。

表 2-11 今後 10 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	長寿命化する場合	効果額
建築物	—	—	—
インフラ施設	31.01	31.01	—
合計	31.01	31.01	—

表 2-12 今後 30 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	長寿命化する場合	効果額
建築物	—	—	—
インフラ施設	93.02	93.02	—
合計	93.02	93.02	—

8. 公共施設等（普通会計＋公営事業会計）の更新費用の推計と課題

① 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後 10 年間（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）の長寿命化対策等による効果額は、全体で約 114.99 億円です。また、更新費用に対する財源の見込や現在要している経費は表 2-13 のとおりです。

普通会計および公営事業会計全体の維持管理・修繕、改修、更新等の 1 年あたりの金額は約 11.95 億円となり、現在要している経費約 16.52 億円と比較すると、約 4.57 億円の余剰があることを示していますが、施設整備に係る町債残高が平成 28（2016）年度以降増加傾向にあることや、少子高齢化に伴う歳入の減少が予見されることを勘案すると、現在の規模で公共施設を更新することは楽観できるものではありません。

表 2-13 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：億円）

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)
普通 会計	建築物 (a)	3.03	19.18	19.10	41.31
	インフラ施設 (b)	6.59	—	40.56	47.15
	計 (a+b)	9.62	19.18	59.66	88.46
公営事業 会計	建築物 (c)	—	—	—	—
	インフラ施設 (d)	2.95	—	28.05	31.01
	計 (c+d)	2.95	—	28.05	31.01
建築物計 (a+c)		3.03	19.18	19.10	41.31
インフラ施設計 (b+d)		9.54	—	68.61	78.16
合計 (a+b+c+d)		12.57	19.18	87.72	119.46
		財源見込 (※1)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費（過去 5 年 平均）(※2)
普通 会計	建築物 (a)	国都等補助金:30.03	156.30	△114.99	9.78
	インフラ施設 (b)	地方債:29.02	47.15	—	5.70
	計 (a+b)	その他:29.40	203.45	△114.99	15.48
公営事業 会計	建築物 (c)	国都等補助金:15.60	—	—	—
	インフラ施設 (d)	企業債: 9.17	31.01	—	1.04
	計 (c+d)	その他: 6.24	31.01	—	1.04
建築物計 (a+c)			156.30	△114.99	9.78
インフラ施設計 (b+d)			78.15	—	6.74
合計 (a+b+c+d)			234.45	△114.99	16.52

※1 普通会計については、平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度の普通建設事業費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。公営事業会計のうち、水道事業については、平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度の建設改良費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。

※2 普通会計については、決算統計上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の合計の平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度における平均値を合算して算定しています。公営事業会計については、修繕費及び建設改良費（改良に関するもの）の合計の平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度における平均値により算定しています。

② 今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後 30 年間（令和 4 年（2022）年度～令和 33（2051）年度）の長寿命化対策等による効果額は、全体で約 79.57 億円です。また、更新費用に対する財源の見込や現在要している経費は表 2-14 のとおりです。

普通会計および公営事業会計全体の維持管理・修繕、改修、更新等の 1 年あたりの金額は約 15.89 億円となり、現在要している経費約 16.52 億円と比較すると、約 0.63 億円の余剰があることを示していますが、計画改訂後 10 年間（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）と比べて余剰分は大幅に減少しています。そのため、今後は中長期的な公共施設の更新費用の財源確保に留意した財政運営が必要になってくるものと考えられます。

表 2-14 今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：億円）

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (②+③)
普通 会計	建築物 (a)	9.08	50.97	182.04	242.08
	インフラ施設 (b)	19.77	—	121.68	141.44
	計 (a+b)	28.85	50.97	303.71	383.53
公営事業 会計	建築物 (c)	—	—	—	—
	インフラ施設 (d)	8.86	—	84.16	93.02
	計 (c+d)	8.86	—	84.16	93.02
建築物計 (a+c)		9.08	50.97	182.04	242.08
インフラ施設計 (b+d)		28.63	—	205.84	234.47
合計 (a+b+c+d)		37.71	50.97	387.88	476.55
		耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要してい る経費 (過去 5年平均)	
普通 会計	建築物 (a)	321.66	△79.57	9.78	
	インフラ施設 (b)	141.44	—	5.70	
	計 (a+b)	463.10	△79.57	15.48	
公営事業 会計	建築物 (c)	—	—	—	
	インフラ施設 (d)	93.02	—	1.04	
	計 (c+d)	93.02	—	1.04	
建築物計 (a+c)		321.66	△79.57	9.78	
インフラ施設計 (b+d)		234.47	—	6.74	
合計 (a+b+c+d)		556.12	△79.57	16.52	

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

本町では、今後、生産年齢人口の減少が進む中、町税をはじめとする自主財源の伸びは期待できない状況です。

今後も公共施設等は老朽化していくことから、安全な利用について問題が発生する可能性があります。そこで老朽化している施設については、十分検討を行った上で、修繕（大規模、小規模）及び耐震化を行うことや、施設の利用廃止及び更新しないことなどを迅速に決定していく必要があります。

今回の更新費用等の見積りでは当面財源不足になる可能性は低いですが、計画期間の後半において財源不足になる可能性は十分にあります。そのためには余裕がある段階で更新費用及び維持補修費の平準化並びに更新及び統廃合の要否などを検討することが重要になります。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画に定めた各種の基本方針を実行するために、各施設の所管部署を横断的に管理し、効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築するとともに、情報を一元化し共有を図ります。

本計画および個別計画の進行管理について、専任部門を位置づけ、分野横断的に管理するものとします。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物等の安全性を確保するため、学校や共同住宅など一定の用途・規模の公共建築物については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられています（建築基準法第12条）。そのほか、電気設備や機械設備などについても各種法令により定期点検が義務付けられており、法令にしたがった点検を実施していきます。

また、法定点検が義務付けられている公共建築物以外についても、今後継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行い、その結果に応じて、施設等の機能・性能の維持を計画的に図ります。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、データを集積・蓄積して老朽化対策等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を可能な限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽化度合

等を総合的に勘案し、優先順位をつけつつ維持管理、修繕、更新等を実施します。

住民生活に必要な性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図ります。必要性が認められない施設については、用途廃止・除却を進めることとします。

また、施設のサービス向上、経費節減を図るため、民間事業者管理運営を委託する指定管理者制度の更なる導入を検討するとともに、今後の施設の更新に当たっては民間資金等（PFI、PPI）の積極的な活用についても検討することとします。

さらには、脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネルギー改修等に対する支援の継続・強化などにより省エネルギー化を進めることとします。

（３）安全確保の実施方針

万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を平時から備えておくことは、施設管理者にとって最も重要なポイントとなります。点検・診断等により危険性の認められた公共施設等のうち、住民生活上必要性が高い施設等は、速やかに修繕を実施し、安全性を確保します。また、修繕のみでは安全性を確保できない場合は、費用対効果を勘案し、他施設への移転や大規模改修の実施、更新等について検討します。一方、必要性が低い施設等は、早急に使用停止等の措置を講じ、被害の発生・拡大防止に努めるとともに、用途廃止を検討します。

用途廃止をした公共施設等は、速やかな転用を図り、財産の有効活用を図ります。

（４）耐震化の実施方針

公共施設の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、また、情報収集や災害対策を行う拠点ともなります。このため、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮するため耐震化を進める必要があります。

優先度や利用度、重要度の高い施設については、今後重点的に対応することとし、建物部分だけでなく、建物内の設備についても崩落防止などの耐震化を検討していきます。

インフラ施設についても、重要度の高い橋りょうから、順次耐震化について検討していきます。

（５）長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

既に長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。また、それ以

外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

本町は旧6ヶ村が合併し、平成28(2016)年に合併60年の節目を迎えましたが、地区間で類似施設が重複しています。各個別の施設等の利用状況や維持管理に要する経費、老朽化の度合いなど、施設に関する情報を整理し、地区ごとの人口増減による地域ニーズも勘案して、各施設の必要性を検討しなければなりません。そのうえで、必要性が認められない施設があれば、議会や町民と十分に協議を行い、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。

(7) 総合的かつ計画的な管理の実施体制

本計画を全庁的な取り組みとしていくためには、公共施設等の現状や計画策定の意義などを職員が十分に理解したうえで、社会経済状況や町民のニーズの変化に対応していく必要があります。そのため、職員の啓発に努め、意識の向上に努めていくものとします。

また、町民との協働のまちづくり推進に向けて、公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、情報の提供を推進します。

(8) フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、実施方針等の取組状況などの評価を適宜行います。

また、町民への積極的な情報開示により、公共施設等の現状や課題を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、計画を推進していきます。

(9) ユニバーサルデザイン化にかかる方針

長寿命化に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

第4章 個別施設の現状と方針

1. 町民文化系施設

表 4-1 町民文化系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
北の山公民館	直営	1978	475.00
泉津公民館	直営	1980	480.93
野増公民館	直営	1977	470.90
差木地公民館	直営	1987	641.19
間伏文化会館	直営	1975	250.00
岡田コミュニティセンター	直営	1994	571.15
間伏地域防災コミュニティセンター	直営	2016	255.59
野増地域防災コミュニティセンター	直営	2016	644.66
北の山地域センター	直営	1971～1975	2,680.00
泉津地域センター	直営	1979～1990	2,130.00
野増地域センター	直営	1977～1989	2,185.72
差木地地域センター	直営	1975～1995	3,265.00
波浮港地域センター	直営	1979～1987	2,667.00
生涯学習センター・郷	直営	2020	2,083.21
大島町郷土資料館	直営	不明	86.00
15施設			18,886.35

(1) 現状と課題

公民館等の施設としては、北の山公民館、泉津公民館、野増公民館、差木地公民館、岡田コミュニティセンター、間伏文化会館の6館が配置され、地域の社会教育活動の場や高齢者等の集いの場、地域活動の場として活用されています。

北の山公民館、差木地公民館、岡田コミュニティセンターは年間3,000人以上の利用者があり、多くの人に活用されています。一方で、野増公民館、間伏文化会館の利用者は、塩害等による経年劣化や老朽化に伴い、施設の利便性も低下しており、利用状況も年間1,000人以下に留まっており、利用度合いが低くなっています。間伏地区、野増地区においては、間伏地域防災コミュニティセンター、野増地域防災コミュニティセンターを整備し、2016年度末に供用開始となりました。

北の山、泉津、野増、差木地、波浮港の5地域センターは旧小学校施設を転用したもので、予算面の制約から維持管理が十分できておらず、施設の老朽化が進んでいます。地域センターの施設のうち旧耐震基準の建物に関して耐震診断を実施した結果、北の山地域センター体育館、泉津地域センター校舎、差木地地域センター校舎及び波浮港地域センター校舎については耐震性能が不足しているとの判定になりましたが耐震化工事は未了です。地域センターの体育館、グラウンドは地域住民に広く利用されていますが、旧校舎は町役場出

張所、子ども家庭支援センター、放課後子ども教室、会議室、水産加工場、倉庫等として活用されているものの、いずれも施設の一部が使われるに留まっています。

(2) 今後の方針

公民館、コミュニティセンターについては、地域の拠点施設であり、災害発生時の避難所にも指定されていることから、長期に活用するため、予防保全と事後保全を組み合わせた適切な維持管理を行っていきます。ただし、野増公民館、間伏文化会館は、地区に新たな防災コミュニティセンターが整備されたことに加え、利用率が低いことから、用途廃止を含め機能の必要性について検討を進めます。泉津公民館については、新耐震基準の施行を前提に新基準を取り入れて設計されていますが、旧耐震基準時の竣工のため、改修の必要性について検討します。

公民館、コミュニティセンターは現在旧 6 か村に 1 施設が配置されていますが、将来の更新にあたっては地区ごとの人口動向予測を踏まえ、小学校区ごとに配置するなど、より広域での配置や他の施設との複合施設とすることで、施設総量の削減を検討していきます。

地域センターのうち体育館については、避難施設に指定されていることから、長期に活用するため、予防保全と事後保全を組み合わせた適切な維持管理を行っていきます。耐震化工事が未実施の北の山地域センター体育館については、必要な改修実施についての検討を行います。旧校舎については老朽化が進み利用度合いも低いことから、必要最小限の維持管理を行い、物理的耐用年数が到来した時点で用途廃止とします。必要な機能については公民館等に統合することで施設の集約化を図ります。

2. 社会教育系施設

表 4-2 社会教育系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
大島町旧図書館	直営	1963	343.20
火山博物館	指定管理	1990	1,818.00
郷土資料館	直営	1980	822.00
郷土資料収蔵庫	直営	不明	100.00
4施設			3,083.20

(1) 現状と課題

旧図書館は、令和3(2021)年2月に、新たに、元町字丸塚548番1に大島町生涯学習センター・郷「大島町図書館」を建設開館したため、普通財産に用途変更しました。

令和2(2020)年度の火山博物館と郷土資料館の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、それぞれ4,481人と725人となっています。火山博物館は、かつては2万人規模の入館者がありましたが、展示内容が老朽化していることもあり、以前に比べると入館者が減少している状況です。

火山博物館は新耐震基準に対応していますが、郷土資料館は昭和55(1980)年度の建築で旧耐震基準の施設です。郷土資料館についての耐震診断は未実施です。

(2) 今後の方針

図書館については、昭和38(1963)年度の建築で施設が老朽化しているため、複合公共施設として建設しました。他の教育関係機関や図書館機能の利便性を高めることにより、幼児から年配者まで幅広く利用され、元町地区以外の町民にも活用される図書館を目指していきます。

火山博物館は、火山の成り立ちを学べる世界でも数少ない火山専門の博物館であり、また大島の噴火災害の記録を伝える施設です。開館から年数を経過し、展示内容が老朽化していることから、展示内容の更新をし、伊豆大島ジオパークの拠点施設としてリニューアルを実施し、町の主要施設として島内外からの入館者数の向上を目指します。火山博物館については、展示のリニューアル後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ることとします。

郷土資料館は、町の歴史、伝統、文化を伝える貴重な施設ですが、建築後40年以上を経過し老朽化が進んでいることから、他の施設との統合等による移転を検討します。

3. くりこぎ・観光系施設

表 4-3 くりこぎ・観光系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
大島町陸上競技場	直営	2007	57.73
大島町野球場	直営	2007～2016	86.34
大島町スポーツレーニングセンター	直営	2010	121.80
大島町相撲場	直営	2009	99.00
岡田ゲートボール場	直営	2015	13.24
愛らんどセンター御神火温泉	指定管理	1999	1,998.00
大島温泉元町浜の湯	指定管理	1991～1994	57.00
大島観光案内センター	直営	2010	245.00
旧港屋旅館	直営	1987	528.22
旧甚の丸邸	直営	1987～1990	383.00
差木地プール	直営	1972	21.00
弘法浜サンセットプール	直営	2016	162.00
弘法浜	直営	2009～2016	132.00
王の浜	直営	1994	11.00
砂の浜	直営	2010	20.00
秋の浜	直営	1988～1993	38.60
小清水ポンプ小屋	直営	1996	4.00
大津ポンプ小屋	直営	1993	4.00
レストセンター	直営	1993	150.00
三原山観光展示棟	直営	1990	70.00
鉄砲場 四阿・展望台	直営	2013	18.00
万立 四阿	直営	1992	9.00
22施設			4,228.93

(1) 現状と課題

本類型には、スポーツ施設、くりこぎ・観光施設が含まれています。主な施設としては、スポーツ施設である大島町陸上競技場・野球場・スポーツレーニングセンター・相撲場、温泉施設である愛らんどセンター御神火温泉・大島温泉元町浜の湯、観光施設である大島観光案内センター・旧港屋旅館・旧甚の丸邸があります。

陸上競技場（敷地面積 31,241 ㎡）、野球場（敷地面積 46,597 ㎡）等のスポーツ施設は波浮地区にまとまって整備されており、町民の体育活動の場として活用されているほか、島外からの実業団・学生等の合宿も受け入れ、スポーツ振興と観光に寄与しています。

愛らんどセンター御神火温泉は伊豆大島観光の主要施設となっており、年間の入館者数は13万人から14万人と本町で最も多くの人に利用されている施設です。平成17(2005)年度以降の入館者数も増加傾向にあり、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度の入館者数は平成17(2005)年度の約1.6倍となっています。大島温泉元町浜の湯の入

館者も年間 3 万人程度で推移しており、観光客や町民に広く親しまれる施設となっ
ています。令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響による休館等もあ
り、利用者は大きく減少しています。

旧港屋旅館、旧碁の丸邸は、波浮の港の歴史を伝えるとともに「伊豆の踊り子」の
世界を再現した施設として、観光客に親しまれています。

弘法浜プールは平成 25（2013）年の台風 26 号による土砂災害により旧施設が使用
できなくなり、新たな施設の整備を進めてきましたが、平成 26（2016）年 7 月より敷地面
積 7,410 m²、管理棟（延べ床面積 162 m²）、3 つのプール、スライダーを備えた弘法浜・
サンセットプールとして供用を開始しています。

（2） 今後の方針

スポーツ施設については、各種の競技に対応した施設が整備されており、引き続き利便性
向上のための整備を図ることで、町民のスポーツ振興、島外からの利用誘致を促進していき
ます。

温泉施設は、伊豆大島の主要観光施設となっており、元町港に近く景観に優れているとい
う立地を活かした様々なサービスを提供することで、入館者の増加を図ります。設備につい
ては、今後も長期間の利用が出来るように、定期的な点検と計画的保全による長寿命化を図
ります。

旧碁の丸邸は、伊豆大島の歴史を伝える施設として長期に活用できるよう適切な維持管
理を行っていきます。旧港屋旅館については、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進んで
いることから、用途廃止を含めて今後のあり方を検討するものとします。

弘法浜・サンセットプールは、施設を新しく整備したことで来場者が増え、9,000 人か
ら 10,000 人と観光客、町民に広く利用されています。一層の来場促進を図るべく島内外
に積極的な PR を図るとともに、長期に活用するため、予防保全と事後保全を組み合わせ
た適切な維持管理を行っていきます。

4. 産業系施設

表 4-4 産業系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
水産物展示販売施設 (海市場)	直営	2003	281.00
新開牧場	直営	1974~2001	1,557.62
農産物直売所ぶらっとハウス	直営	2001	198.20
岡田港ふれあい交流スペース	指定管理	2018	200.00
牛乳工場	直営	1998	286.00
差木地花卉集荷所1	直営	1973	41.00
差木地花卉集荷所2	直営	2001	40.00
差木地倉庫	直営	1973	175.00
北の山ガラス温室	直営	2003	680.00
北の山事務所	直営	1969	158.00
北の山店舗及び倉庫	直営	1985	194.00
大滝農業用水	直営	不明	14.20
滝川農業用水	直営	不明	12.80
沢立農業用水	直営	不明	20.71
14施設			3,858.53

(1) 現状と課題

海市場は伊豆大島で獲れる新鮮な魚介類や特産の干物などを販売する施設であり、観光及び水産業の振興を目的として整備されたものです。元町港にも近いことから、観光客に多く利用され、島のPRに役立っています。

新開牧場は乳用牛約30頭を飼育しており、牛舎・搾乳棟、育成舎、堆肥舎などの施設があります。町が施設を保有し、管理・運営は酪農ヘルパーが、牛乳の加工・販売は株式会社大島牛乳が行っています。令和3(2021)年度の牛乳生産量は148kℓであり、学校給食や店頭販売等で町内及び利島で牛乳として消費されるほか、バター、アイスクリームに加工して販売されています。

ぶらっとハウスは平成13(2001)年度に整備された施設で、空港拡張工事に関連し、島内の農産物や牛乳・乳製品を販売する農産物直売所として、新開牧場の一画に作られました。管理・運営は一般社団法人ぶらっとハウスが行っています。

岡田港ふれあい交流スペースは、来訪者と町民との交流の促進、情報の受発信、就業機会の創出、地域の活性化に寄与する施設として、大島町商工会を指定管理者に選定し、業務を行っています。

(2) 今後の方針

畜産振興を促進するため、新開牧場を今後も維持していくこととし、長期に活用できるよう適切な維持管理を行っていきます。

海市場、ぶらっとハウスは、伊豆大島の水産物、農産物の紹介や地産地消の拠点となっており、今後も長期に活用できるよう適切な維持管理を行っていきます。

岡田港ふれあい交流スペースは、イベントスペースとしての活用や新規創業を目的としたチャレンジショップの営業利用の促進、伊豆大島ジオパークを主とした企画展示等の充実を行い、活気ある施設の活用を目指していきます。

5. 学校教育系施設

表 4-5 学校教育系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
さくら小学校	直営	1970～2011	4,057.21
つつじ小学校	直営	2008～2010	3,012.60
つばき小学校	直営	1970～2006	4,331.00
第一中学校	直営	1970～2018	4,711.93
第二中学校	直営	1981～2013	2,549.93
第三中学校	直営	1971～2013	3,421.00
給食センター	直営	1993	925.25
7施設			23,008.92

(1) 現状と課題

平成 16 (2004) 年にそれまで 6 校あった小学校の統合を行った結果、町内の小学校は 3 校、中学校は 3 校となっています。

令和 3 (2021) 年度末の児童数は 304 人、生徒数は 151 人ですが、少子化により直近 4 年間で見ても児童・生徒数は減少傾向にあります。現在すべての小中学校で 1 学年 1 学級以上があり、少人数学級の特色を活かしたきめ細かな教育を実施しています。

平成 16 (2004) 年の小学校統合による校舎新設に伴い、さくら小学校の校舎・体育館は平成 16 (2004) 年度以降 (一部小規模建物は昭和 45 (1970)、昭和 60 (1985) 年度)、つつじ小学校は平成 20 (2008) 年度以降に整備されています。つばき小学校は旧元町小学校を継続しているため、昭和 54 (1979) 年度以前に整備された旧耐震基準に基づく校舎がありますが、耐震診断を行い、耐震化工事を完了しています。

第一中学校の校舎・体育館は昭和 45 (1970) 年度以降、第二中学校は (昭和 56) 1981 年度以降、第三中学校は昭和 46 (1971) 年度以降に建てられています。第二中学校は新耐震基準に対応しています。第三中学校には旧耐震基準に基づく校舎がありますが、これらの校舎については耐震診断を行ったうえで耐震化工事を完了しています。

給食センターでは小中学校 6 校に対して給食を提供していますが、学校給食の充実を図るため、平成 27 (2015) 年度から専門業者に調理・配送を委託しています。

(2) 今後の方針

学校教育系施設については、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。また、児童・生徒数の減少により生まれた余裕教室等を地域で利用できるよう施設の有効活用を検討します。グラウンド、体育館等の体育施設については夜間・休日の一般開放を行っていますが、引き続き児童・生徒の安全を確保しつつ学校施設を地域に開放するなどの有効活用を進めます。

学校の防災機能強化の観点から、平成 29（2017）年度以降、外・内壁、吊り天井、照明、建具等の落下防止等の校舎非構造部の耐震化を進めていきます。

少子化の趨勢のなかで今後も児童・生徒数の減少が予測されますが、学校は教育の場であるとともに地域活動の重要な拠点として位置付けられることから、現在の小学校 3 校、中学校 3 校の体制を維持する方向で検討していきます。

6. 保健・福祉施設

表 4-6 保健・福祉施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
大島医療センター	指定管理	2003	3,457.60
南部診療所	直営	1985	754.20
医療センター南部診療所	直営	1985	23.00
大島けんこうセンター	直営	1980	900.72
クダッチ老人福祉館	直営	1978	401.69
波浮港老人福祉館	直営	1973	416.50
大島町勤労福祉会館	直営	1972	1,694.14
黒潮作業所	直営	1999	153.00
8施設			7,800.85

(1) 現状と課題

本町における医療施設は、人口の高齢化、食生活変化に伴う慢性的疾患の増加や、発生する病気の多様化・複雑化、また離島であるがゆえに脆弱性のある医療基盤に対応するために整備を進めてきました。

大島医療センターは、公設民営（指定管理者制度導入）の病院であり、施設、医療機器を町が整備し、運営は医療法人社団 藤清会が行っています。医療センターは年間約8万人、1日平均200人が利用しており、外来患者数は近年減少傾向にあり、入院患者数も減少しており、病床利用率は約62%と全国平均に比べ低くなっています。

南部診療所の外来患者数は平成24（2012）年度1,750人でしたが、令和3（2021）年度は387人と人口減少に伴い大きく減少しており、現在は慢性疾患の患者を対象として隔週1日、午前中だけの診察となっています。

大島けんこうセンターは、常駐する職員は不在ですが、健康診断、育児相談等の実施時に利用されています。

また、令和4（2022）年4月より、さくら小学校の児童を対象とした「放課後子ども教室」事業として、施設の一部を使用しています。

老人福祉館は、老人福祉に資することを目的として整備されましたが、集会施設としての機能を持っていることから会議等で利用される機会が多く、地域のサークル活動等にも広く利用されています。

大島町勤労福祉会館は、スポーツにより心身の健康を促進することで、勤労者の福祉向上を図る目的を持って設置されました。会館内には、ボーリング場、卓球場、テニスコートがあり、また集会施設としても利用できることから、多くの町民に利用されています。勤労福祉会館は平成19（2007）年に都から譲り受けた施設ですが、建築時期が昭和47（1972）年と古く、施設の老朽化が進んでいます。

黒潮作業所は、精神障害者の自活生活支援を目的として設置された施設で、就労に必要な能力を高めるための職業訓練等を行っています。

(2) 今後の方針

大島医療センターは開設してから18年が経過しましたが、医療センターを核として、医師、看護師、医療関係技師等の安定的な確保や設備の近代化・充実を図り、住民の健康診断や健康づくり運動にも積極的に取り組むことで、病気の治療・予防を推進していきます。医療センターにおいては高額な医療機器の更新時期を迎えています。更に、施設は島であるがゆえに塩害による腐食が激しい状況にあります。地域医療の確保は住民に対する重要な責務であると認識し、藤清会と連携し、策定済みの改修計画に沿って施設の長寿命化を図るとともに安全・安心な施設運営を実現します。

大島けんこうセンターについては、災害（噴火、地震、津波等）発生時には避難所に指定されていますが、他にも施設の有効な活用方法を検討していきます。

本町は、人口の減少に加え高齢化率の進展が顕著で、既に超高齢社会に突入しており、人口の4割弱を占める高齢者への福祉対策が重要課題となっています。この課題に対応するため、老人福祉館の活用を含め、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける生活支援、高齢者福祉行政を推進していきます。

波浮、クダッチの老人福祉館は災害発生時の避難所にも指定されていることから、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。

勤労福祉会館は、手軽に利用できるスポーツ施設として地域住民に親しまれていますが、建築時期が昭和42（1972）年と古く、設備の老朽化が進んでいることから、今後の利用を検討していくこととします。

7. 子育て支援施設

表 4-7 子育て支援施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
旧元町保育園	直営	1973～1993	776.83
元町保育園	直営	2021	1,366.05
岡田保育園	直営	1990～2005	378.18
子ども家庭支援センター	直営	2006	304.28
みんなの福祉センター	直営	1970～2003	531.96
5施設			3,357.30

(1) 現状と課題

町内には保育園が4施設あり、うち2施設が町立、2施設が私立です。町立、私立を合わせた保育園の定員は290人で、令和4(2022)年3月1日現在213人の園児が就園しています。園児総数は近年増加しており、保育園によっては園児が定員を超えている年度もあります。なお、本町においては現在待機児童はおらず、希望者全員が入園できています。

旧元町保育園は、1970年代に建設された旧耐震基準の施設であり、耐震性能が不足していましたが、新たに、元町字丸塚547番1に建設され、令和4(2022)年5月に移転します。他の町立岡田保育園は、新耐震基準に対応した施設です。

子ども家庭支援センターは、地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、福祉の向上に寄与することを目的として設立された施設であり、子育て相談・支援事業、学童放課後サポート事業、地域組織化推進事業などを実施しています。子ども家庭支援センターは、旧耐震基準施設の旧野増小学校を転用した施設も活用していますが、耐震診断を実施した結果、耐震性が確認されています。

(2) 今後の方針

将来の人口減少を抑制するためには、安心して出産、子育てができる環境を整備し、出生率を高めることが重要です。本町では令和2(2020)年の出生率1.58を2.07に高めることを目指しており、そのためには子育て支援サービス・施設の充実が欠かせません。

本町では、子育て支援サービスとして、全保育園で午前7時30分～午後6時30分までの「11時間開所保育対策事業」、未就園児の緊急保育を行う「一時(いちじ)保育事業」、保育所の機能を活用した「ひろば事業」を行っていますが、これら事業を引き続き継続していきます。また、子ども家庭支援センターでの短時間の預かりを行う「一時(いっとき)預かり事業」、私立保育園で実施している学童クラブ、各小学校区域内で実施している放課後子ども教室も引き続き継続していきます。

施設面では令和4(2022)年に元町保育園の移転を行い、施設内容を充実させました。

今後もニーズに応えた保育を進めていきます。

差木地保育園については就園児童が少ないことから、令和元（2019）年 3 月を以て閉園しましたが、同年 6 月より子育て世代の親子や高齢者等の交流の場を創設する目的に、「みんなの福祉センター」として開設しています。このような子育て支援施設で耐震性が不足している施設は、長期に活用できるよう適切な維持管理を行っていきます。

8. 行政系施設

表 4-8 行政系施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
大島町役場（開発総合センター）	直営	1983	5,776.00
大島商工福祉館	直営	不明	873.00
消防本部庁舎	直営	2003	848.46
クダッチ分団	直営	1997	81.85
岡田分団	直営	1974～1987	97.69
元町分団	直営	1993	200.30
差木地分団	直営	1973～1990	105.00
泉津分団	直営	2007	124.01
波浮港分団	直営	1999～2009	167.95
北の山分団	直営	1987～2013	168.16
野増分団	直営	2004	121.61
野増分団3部	直営	1995	65.40
器具置場（差木地分団）	直営	1967	20.00
備蓄庫	直営	1987	450.00
泉津地区防災炊事舎	直営	2014	9.00
大島町消防団団本部	直営	2018	320.00
16施設			9,428.43

（1）現状と課題

役場庁舎は開発総合センターとの複合施設として昭和 58（1983）年度に整備されました。建築後 38 年を経過したことから、平成 28（2016）年度に外壁改修等の大規模改修を実施しています。町役場には本庁舎のほか、町内 6 か所に出張所が設置されており、住民サービスの提供に努めています。

開発総合センターは、350 人を収容できる大集会室や大会議室、青年室、和室、調理室を備えており、各種イベント等に利用されています。利用人数は年度により上下がありますが、特にコロナ禍の影響もあり、令和 2（2020）年度には約 6,673 人の利用がありました。減少傾向となっています。

大島商工福祉館は、教育委員会、商工会、シルバー人材センター等が倉庫で利用している施設であり、町が平成 2（1990）年度に取得したものです。建築時期は不明ですが、建築後相当の年数が経過しているものと思われ、鉄筋が露出するなど老朽化が進んでいます。

その他の行政系施設としては、消防関連施設として消防本部庁舎、消防団団本部庁舎、消防団の分団詰所及び器具置場、防災関連施設として備蓄庫（岡田、差木地、泉津地区の 3 か所）、防災炊事舎があります。消防本部庁舎は平成 15（2003）年度に、消防団団本部庁舎は平成 30（2018）年度に、各地区の分団詰所（10 施設）は昭和 62（1987）年度以降に整備されており、備蓄庫、防災炊事舎も昭和 62（1987）年度以降に整備したものであ

り、すべて新耐震基準に対応しています。岡田分団、差木地分団の器具置場は旧耐震基準の建築物です。

（２） 今後の方針

役場庁舎（総合開発センター）は災害発生時には対策本部を設置するなど防災拠点となる重要施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。

大島商工福祉館は老朽化が進んでいることから、今後の利用を廃止にし、解体処理を実施できるよう検討していくこととします。

消防関連施設、防災関連施設については、災害発生時の拠点となることから、長期に活用できるよう適切な維持管理を行っていきます。

9. 町営住宅

表 4-9 町営住宅の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
岡田富士見団地	直営	1993	714.96
岡田富士見第二団地	直営	2002	516.36
岡田富士見第三団地	直営	2015	608.78
泉津道下団地	直営	1954	104.13
泉津旭第二団地	直営	2019	262.86
差木地クダッチ団地	直営	2012～2013	1,060.42
差木地岳の平団地	直営	1995	791.90
差木地岳の平第二団地	直営	2020	506.48
間伏団地	直営	2001	365.68
波浮港学校前団地	直営	1956	208.69
波浮山口第三団地	直営	2018	403.36
元町家の上団地	直営	2011～2016	2,730.87
元町家の上第五団地	直営	1978	587.77
元町家の上第六団地	直営	1979	616.77
元町家の上第七団地	直営	1981	650.02
元町家の上第5団地	直営	2021	516.78
元町北の山団地	直営	1955	138.84
元町吉谷第二団地	直営	2008～2010	1,237.00
空港前団地	直営	1998	1,281.75
筆島団地	直営	2001	548.52
新大昇団地	直営	2017	554.80
21施設			14,406.74

(1) 現状と課題

町内には令和 3 (2021) 年度末現在 20 団地、35 棟、221 戸の町営住宅があり、入居率は約 92%となっていますが、高齢化により単身世帯向住宅への需要が高まっています。また、移住希望者の増加に伴い定住促進住宅への入居希望も増えていますが、一般の町営住宅に比べ部屋数が少ないため入居できずに移住を断念する者も増えていきます。

町営住宅については、平成 23 (2011) ～令和 2 (2020) 年度を計画期間とする長寿命化計画(「大島町町営住宅等長寿命化計画」平成 23 (2011) 年 2 月作成)が策定され、団地を①用途廃止、②建替え、③長寿命化型改善の 3 種類に分類しています。町営住宅の構造は、昭和 29 (1954) ～昭和 36 (1961) 年度の建築は木造、昭和 51 (1976) ～昭和 55 (1980) 年度は補強コンクリートブロック造、平成 4 (1992) 年度以降は鉄筋コンクリート造と建築時期によって構造が異なっていますが、長寿命化計画ではこれら住宅の構造により対応方針を決定しています。

鉄筋コンクリート造の建築物はすべて新耐震基準に基づいており、将来にわたり長期の

利用が可能なことから、長寿命化を図るとともにライフサイクルコストを縮減することと
しています。

コンクリートブロック造の建築物については、旧耐震基準に基づくため、耐震診断を実施
しました。この結果、コンクリートブロック造の建築物は耐震性能が不足しており、構造的
に耐震化も困難なことが判明したため、長寿命化計画ではコンクリートブロック造は順次
建て替えることとしています。

木造住宅については、耐震診断をしていませんが、建設時期が古く老朽化していることに
加え、延べ床面積も狭小なことから、将来的に用途廃止としています。

(2) 今後の方針

長寿命化計画を基本とした町営住宅の整備を進めていきます。

鉄筋コンクリート造の住宅については、長期修繕計画に基づき、定期点検及び修繕等を適
切に実施し、予防保全による適切な維持管理に努めるとともに、補修に当たっては仕様のグ
レードアップ等を推し進めることでライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

コンクリートブロック造の住宅については、順次建て替えることとしており、2022 年
度以降についても計画的な整備を実施していきます。

木造住宅については、入居の終了を待って用途廃止とします。

町として低廉な賃料で良質の住宅を供給することは、若年層の流出抑制、子育て世代の転
出抑制等人口減少対策に寄与するものと考えられますが、一方で町全体並びに各地区の人
口動向と将来予想を踏まえ、更新の時期と総量のあり方を検討することとします。

10. 供給処理施設

表 4-10 供給処理施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
千波環境美化センター	直営	2014	4,082.95
粗大ごみ処理場	直営	1990	405.41
安定型最終処分場	直営	2009	659.88
大島町資源ストックヤード	直営	2018	114.92
4施設			5,263.16

(1) 現状と課題

供給処理施設には、ごみ処理に関する施設が分類されています。本町のごみ処理に関しては、「大島町一般廃棄物処理基本計画（平成 27（2015）年度～平成 36（2027）」（平成 27（2015）年 3 月作成）において基本計画、実施計画が策定され、実行されています。

千波環境美化センターは平成 26（2014）年度に新たに整備された施設であり、ごみの焼却施設と汚泥再処理施設（し尿及び浄化槽汚泥処理施設）が設置されています。千波環境美化センターは整備したばかりですが、一般に焼却設備の耐用年数は 15 年、汚泥再処理設備の耐用年数は 20 年とされていることから、それぞれ 2029 年、2034 年には耐用年数が到来し、更新時期を迎えます。

粗大ごみ処理施設は既に耐用年数が経過し更新時期を迎えているため、令和 3（2021）年度を以って受入れを終了し、既存の廃棄物のみ処理を終了次第閉鎖となります。安定型最終処分場の施設は平成 16（2004）年に整備し、当初の埋め立て完了予測は平成 30（2018）年となっていました。焼却施設更新時（平成 26（2014）年）にプラスチックごみを可燃ごみとしたことにより使用可能期間が延長されています。

供給処理施設の課題は、「大島町一般廃棄物処理基本計画」に示す通り、①収集・運搬の課題、②減量化・資源化の課題、③生ごみ修理施設の整備に関する課題、④最終処分場の課題、の 4 つに分類されますが、課題解決のためにはごみの減量化を図ることが最重要であることから、一層の住民意識の向上に努め、資源ごみの分別徹底を推進していきます。

なお、南部ごみ焼却場は既に閉鎖しており、野増清掃工場も千波環境美化センターの供用開始に伴い平成 26（2014）年度を以って閉鎖しています。

(2) 今後の方針

「大島町一般廃棄物処理基本計画」では、先の課題を受けて 4 つの基本理念を設定し、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（2001 年 5 月環境省告示第 34 号）に鑑み、本町における数値目標を設定しています。ごみ、し尿の処理に関しては、町民への指導・啓蒙活動を通じ、町民と協力し可能な限り再資源化を目指します。

供給処理施設の設備には耐用年数が短いものが多くありますが、計画的な保守点検の実施による改修、補修を実施し、施設寿命の延命化を実現していきます。

なお、野増清掃工場は用途廃止に伴い、平成 28（2016）年度から解体処理着手し、跡地をマテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）を整備しています。

11. その他施設

表 4-11 その他施設の概要

施設名称	運用形態	取得年度	延べ床面積 (㎡)
大島町メモリアル公園	直営	2020	260.00
吉谷公園	直営	1992	40.79
椿公園	直営	1994	277.00
差木地みんなの広場	直営	1998	10.80
長根浜公園	直営	1998	7.00
住宅 (旧高橋邸)	直営	1999	109.00
医師住宅	直営	2010	299.70
旧クダッチ医療従事者宿舎 (1号棟)	直営	1972	59.50
旧クダッチ医療従事者宿舎 (2号棟)	直営	1972	59.50
旧北部診療所医師住宅	直営	1980	68.69
旧北部診療所看護師宿舎 1号棟	直営	1992	149.04
旧北部診療所看護師宿舎 2号棟	直営	1997	135.79
旧南部診療所医師住宅	直営	1985	102.00
旧港湾局宿舎	直営	2013	57.00
旧込内文化会館	直営	1972	116.00
旧差木地村役場	直営	1955	113.00
旧子供家庭支援センター	直営	1972	208.00
旧泉津診療所	直営	1956	122.00
旧泉津保育園	直営	1971	198.00
旧分団詰所 (波浮港分団)	直営	1983	28.98
旧分団詰所 (北の山分団)	直営	1982	58.50
旧老人ホーム	直営	1994	2,115.84
火葬場	直営	2001~2002	562.31
岡田福聚寺横公衆便所	直営	1995	25.00
割れ目火口公衆便所	直営	1991	9.00
元町墓地横公衆便所	直営	2013	15.00
差木地フナワ公衆便所	直営	1997	29.00
差木地墓地公衆便所	直営	2017	9.00
波浮港見晴台公衆便所	直営	1991	24.00
波浮港西岸公衆便所	直営	1987	10.00
波浮港中央公衆便所	直営	1996	19.00
波浮港墓地公衆便所	直営	2008	9.00
北の山公衆便所	直営	1997	26.00
北の山墓地公衆便所	直営	1999	7.00
万立浜公衆便所	直営	1991	14.00
トウシキヘリポート倉庫	直営	1986	15.00
三原牧場	直営	不明	348.91
青年団婦人会倉庫	直営	2008	33.12

退避壕(1986年割れ目噴火口)	直営	1987	10.00
退避壕(温泉ホテル)	直営	1987	60.00
退避壕(差木地地区)	直営	1987	30.00
退避壕(三原山遊歩道)	直営	1987	60.00
退避壕(都道 裏砂漠入口)	直営	1987	15.00
退避壕(筆島)	直営	1987	60.00
退避壕(陸上競技場)	直営	1987	10.00
岡田集合井	直営	2004	14.00
岡田6号井	直営	2021	9.00
岡田7号井	直営	2001	9.00
岡田7号井自家発室	直営	1983	20.00
岡田8号井	直営	2002	9.00
岡田9号井	直営	不明	7.00
岡田10号井	直営	2021	6.00
北の山1号井	直営	1992	4.00
北の山2号井	直営	不明	4.00
家の上第1配水池	直営	1969	165.00
家の上第3配水池	直営	1976	59.00
波浮港配水池	直営	1954	10.00
筆島水源	直営	不明	37.00
大滝第2水源	直営	1992	6.00
野増調整池	直営	1981	5.00
北の山浄水場	直営	1990	520.00
南部浄水場	直営	2018	398.00
泉津浄水場	直営	2021	16.00
間伏増圧ポンプ場	直営	1985	21.00
高々区増圧ポンプ場	直営	1998	16.00
兼用貯水槽	直営	1987~1989	23.00
元町中央監視室	直営	2016	99.00
仲中電気室	直営	1990	7.00
68施設			7,460.47

(1) 現状と課題

その他の施設類型は、公園、職員住宅、火葬場、水道施設、公衆便所のほか当初の使用目的を終了した施設などが含まれます。

本町には町が管理する主な公園、広場として、大島町メモリアル公園、吉谷公園、椿公園、差木地みんなの広場の4施設があり、町民の憩いの場として親しまれているほか、観光施設としても役立っています。大島町メモリアル公園は、令和2年度から15,044㎡、令和3年度から48,504㎡が順次供用が開始され、公園内には多目的広場、屋外ステージ、スポーツ広場、遊具、公衆便所等が設置されており、都市公園に指定されています。吉谷公園(敷地面積1,155㎡)は町で唯一の市街地に整備された都市公園であり、公衆便所が設置され

ています。また、椿公園（敷地面積 15,029 m²）には体験棟、公衆便所、差木地みんなの広場（敷地面積 911 m²）には四阿（あずまや）、公衆便所があります。

火葬場は平成 13（2001）年度から平成 14（2002）年度にかけて整備され、家族控室、待合室を備えています。

水道施設は、老朽化した施設から順次更新、改良していますが、道路に埋設している管路の漏水が頻発化しており、安定供給のために老朽管の更新が急務となっています。

旧〇〇と記載している施設は、当初の目的を終了した施設であり、現在は職員住宅、倉庫等として暫定的に使用されています。

（２） 今後の方針

公園、広場については、引き続き市民、観光客に親しまれる施設とすべく、植栽の管理を含め適切な維持管理を行っていきます。

火葬場については、予防保全型の維持管理を行うことで長寿命化を図ります。

水道管路の漏水量の削減のため、補助金等を活用しながら老朽管の更新を進めます。また、水道事業の基本計画は、平成 20 年度に策定してから 10 年以上経過しているため、経営戦略の見直しに併せて基本計画の見直しを行います。

既に当初の目的を終了した施設については、活用方法を検討し他用途への転用を検討するものとしますが、老朽化が進んでいる施設や転用が難しい施設は必要最小限の維持管理を行い、物理的耐用年数が到来した時点で用途廃止とします。

大島町公共施設等総合管理計画

(令和4(2022)年3月改訂版)

令和4(2022)年3月

大島町 総務課 管財係

〒100-0101 東京都大島町元町1丁目1番14号

電話 04992(2)1443

FAX 04992(2)1371